

令和6年第12回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年12月18日(水)

午前 10 時 開 会

市役所3階3.05会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第18号 京田辺市学校教育審議会からの答申について
- 5 日程第3 議案第53号 京田辺市教育委員会事務事業点検・評価について
- 6 日程第4 議案第54号 京田辺市教育委員会後援要綱の一部改正について
- 7 日程第5 議案第55号 京田辺市社会教育委員の委嘱について
- 8 日程第6 報告第19号 いじめ問題に係る対応について
- 9 日程第7 議案第56号 職員の措置について
- 10 閉会宣告

令和6年第12回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子
委員	藤井直

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ
社会教育課担当課長 （中央図書館長 事務取扱兼務）	七五三和広

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

令和6年第12回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/11/21 ~

R06/12/18

1. 教育行政報告

11月

21日 (木)	京田辺市タナベースボール大会 京田辺市教育委員会感謝状贈呈式	常磐苑 中央公民館
22日 (金)	大御堂観音寺ライトアップ	大御堂観音寺
24日 (日)	生涯学習セミナー (教育指導監) 京田辺音楽家協会 きららん音楽祭 (教育指導監)	社会福祉センター 中央公民館
25日 (月)	部落解放・人権政策確立に関する意見交換会	精華町役場
26日 (火)	文教福祉常任委員協議会	議会会議室
28日 (木)	市議会本会議 (議案上程 他)	議場
30日 (土)	京田辺市ハートフルフェスタ	中央公民館

12月

1日 (日)	京田辺市子どもの主張大会	中央公民館
2日 (月)	通学路安全点検踏査事業	松井ヶ丘小学校
4日 (水)	市議会本会議 一般質問①	議場
5日 (木)	市議会本会議 一般質問②	議場
6日 (金)	市議会本会議 一般質問③	議場
7日 (土)	同志社大学体育会クラブスポーツコミュニケーション事業 (陸上) 第41回府民との音楽演奏会 「つくろう！ふるさと京田辺」vol.18クリスマスコンサート (教育指導監)	同志社大学 ロームシアター京都 ブランチ松井山手
8日 (日)	第8回京田辺市展表彰式	コミュニティホール
9日 (月)	京田辺市感謝状贈呈式 (西村元教育委員)	特別応接室
10日 (火)	山城教育局長ヒアリング 令和6年度第2回総合教育会議 京田辺市学校教育審議会・答申書手交式	山城教育局 403会議室 コミュニティホール
12日 (木)	文教福祉常任委員会	委員会室
14日 (土)	同志社大学体育会クラブスポーツコミュニケーション事業 (野球)	同志社大学
15日 (日)	市長杯争奪カローリング大会	中央体育館
18日 (水)	第12回教育委員会定例会	305会議室

2. 議会報告

議会報告

令和6年第4回京田辺市議会定例会

1. 令和6年11月26日開催 文教福祉常任委員協議会 p. 1～2
2. 令和6年12月4日、5日、6日開催 本会議 一般質問 p. 1～10

文教福祉常任委員協議会審議状況報告書

令和6年11月26日（火）開催分

部局等名（教育部）

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	令和6年度田辺小学校校舎棟長寿命化改修工事請負契約の変更について	柳田教育部長 宮地開発指導課長	(概要説明) (詳細説明)
長田副委員長	変更内容のうち、①空調幹線工事の追加は最初の時点で分からなかったのか。また、②学校要望の追加は最初に聞いていなかったのか。	宮地開発指導課長	①は、設計段階では把握できなかった。 ②については、設計時に学校から要望を聞いているが、工事着手後に開催している定例会の中で新しい要望が出てきたもの。
増富委員	本件に限らず、色々な工事の中で人件費、材料費の増額の問題があるが、③その他に含まれているのか、今後また出てくるのか。	正岡建設政策推進室担当課長	今回は数量の変更等が主で、人件費等は含まれていない。人件費は通常、年度1回の改定なので変更はない。材料費が大きく変わる場合は事業者から協議があるが、今のところは聞いていない。 ただ、今後工事を進める中で変更はあり得ると思う。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
増富委員	どういう変更か。	宮地開発指導課長	工事を進める中で解体しないと分からない部分もある。
上田委員長	学校要望について、途中からの要望も全て受け入れていくと、どんどん増額になる。事前にしっかりと協議を。	田原学校教育課長	学校とは設計段階で協議をし、要望を聞いている。工事が進まないと分からないものもあるが、今後の工事にあたっては、途中で追加にならないよう、設計段階でしっかり協議することを学校へ指導していきたい。

令和6年第12回京田辺市議会定例会 一般質問質疑・答弁

質問		解答	
質問者	内容	解答者	内容
上田 毅 (日本維新の会・無所属 属南都の会)	1－(1) 将来的人口減少を見据え、本市幼稚園(跡地含む)、また小学校9校も含む、今後の本市の将来的構想と将来的財政について。また北陸新幹線延伸計画に伴う将来的財政について。	教育部長	将来の学校のあり方等につきましては、学校教育審議会からいただく答申を踏まえた中長期的な児童生徒数の偏在対策と合わせ、現在策定を進めている「(仮称)京田辺市新しい学校づくりプラン」において示してまいりたいと考えております。
次田 典子 (無党派)	1－(1) 教育部長は2022年6月議会の答弁で不登校対策として不登校特例校の設置等についての研究推進を約束したが、その後の進捗状況を説明せよ。 1－(2) 毎回、夜間中学の認識と府の動向の注視を答弁しているが、先日の府教育長の府議会での答弁をどのように考えているのか。	教育部長	不登校対策として、不登校特例校の設置等も含めて研究を行った結果、不登校児童生徒への支援だけでなく、未然防止の観点から教育相談活動を行う京田辺市教育支援センター「アイリス」を令和5年8月に設置したところです。 また、令和6年9月の府議会定例会での夜間中学の設置に係る府教育長答弁につきましては、「平成30年の二一調査では夜間中学の設置を具体的に検討するに至る二一を把握することはできなかった。」「二一把握の方法を含め支援の在り方等について検討を進める。」といったもので、基本的に府教育委員会の従来の見解を踏襲したものであったと受け止めております。本市教育委員会としては、引き続き京都府教育委員会に協議会の設置を働きかけてまいりたいと考えております。

	1－(3) 全国で34万人の不登校生について、京田辺市内の状況を示し、その対策はどのようなものか。	教育部長	京田辺市内の不登校の状況につきましては、令和5年度末において、小学校では71名、中学校では82名となっております。令和4年度に比べて、小学校は増加、中学校は減少しております。 不登校の対策としては、各学校において未然防止のため教育相談を重視し、児童生徒一人一人の困り感を把握し、欠席傾向をつかむことで、早期に対応できるよう努めております。 また、不登校児童生徒へは、校内教育支援センターや本市教育支援センターアイリスにおいて、学習機会の確保と社会的自立に向けた支援を行っております。
南部 登志子 (日本維新の会・無所属南部の会)	1－(1) 本市における医療的ケア児の通園・通学状況について問う。	教育部長	現在、市立小中学校において医療的ケアを必要とする児童生徒は1名となっており、基本的に保護者の付き添いはなく通学しております。

	1－(2) 医療的ケア児を受け入れるにあたっての課題は。		当該児童生徒に対して医療的ケアを行う看護師を学校に配置しているところですが、今後の医療的ケア児の受け入れにあたっては、看護師の確保だけでなく、個々の実情に応じ、学校環境の整備などソフト・ハード両面での支援体制の構築が課題になるものと認識しております。
吉高 裕佳子 (無党派)	2－(1) 計画を策定するため行われたアンケートの「子どもたちが成長していくうえで、特に問題だと感じることは」の設問では、SNSやスマートフォンによるトラブルやインターネット上での有害情報の多さが上位に上がっている。このことから、情報の教育の充実がさらに必要ではないかと考えるが市の見解は。	教育部長	昨今、全国的に SNS 等を介して、心ない言葉を投げつけ、相手の心を傷つける行為や学校現場におけるインターネットによるトラブルが報道されておりま す。 本市では、児童生徒が目に見えない相手の心を想像し、思いやる気持ちをもち行動できるよう、人権教育や情報モラル教育を行うとともに、インターネット上での情報を鵜呑みにせず、正しい情報を的確に判断する力を身につける学習が重要であると捉えておりますので、教員の指導力向上と合わせて取り組んでまいります。

	2－(2) 生涯学習社会の実現では、情報モラルを含むデジタルシティズンシップなどの現代的課題等に関する学習活動の推進が求められているが、今後の市民に対しての取組は。	教育部長	近年著しくデジタル化が進展しており、高齢者等を含め全ての人がデジタルの恩恵を享受できることが求められています。 このことから本市では、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指し、公民館において、スマートフォンの基本操作や、インターネットの検索方法、リスキを学ぶスマホ教室を開催しています。 今後も、「いつでも、どこでも、だれでも、なんども、楽しく」学ぶことができる生涯学習を推進する中で、デジタルシティズンシップなど現代的課題に対する学習機会の提供に努めてまいりたいと考えております。
	2－(3) GIGAスクール構想を進めるにあたり、1人1台のタブレット端末を使用されているが、これまでの検証の内容を問う。	教育部長	一人一台タブレット端末の導入当初は、情報モラル教育と同時に、積極的に使ってみることを優先し、各小中学校の教員が、授業の様々な場面で活用することで、児童生徒が慣れ親みながら、正しいタブレットの使い方を学べるよう指導してまいりました。 2年目以降は、各校におけるよりよい指導方法等の情報交換を行い、児童生徒の学びが深まる場面や活用方法について研究を進め、タブレット端末による個別最適な学びや協働的な学習の充実へ向けた活用方法が広まっているものと捉えております

2-(4)	学校でも家でもデジタル機器に触れる機会が増加したが、それに伴い、視力や体力の低下やインターネット依存などが懸念されている。これらについての対策は。	教育部長	タブレット端末の使用にあたり、本市教育委員会が作成した「学校のタブレット活用のルール」に基づき、使用時間や目的外の使用など、学校だけでなく家庭での使用時に注意すべき事項を呼びかけるほか、保護者に対しても保健だよりや各種案内により、目の健康を含めた情報提供と協力依頼を行っております。 また、児童生徒の体力低下につきましては、時間・空間・仲間の3つの間が減少していることも一因と考えられることから、各学校では体を動かす時間と空間を確保し、仲間と触れ合う機会を持てるよう工夫し、心身ともに健やかに育つよう努めております。
3-(2)	小中学校での香害(化学物質過敏症)の児童生徒の人数の推移は。また、どのように対応しているか。	教育部長	市立小中学校における化学物質過敏症とされる児童生徒は、現在、小学校で4名、中学校で5名在籍しております。 その大半がアレルギー過敏であり、当該児童生徒にはアレルギー消毒液を使用させないなど、文部科学省の「健康的な学習環境を維持管理するために」という化学物質による健康障害に関する参考資料に基づき、各学校において人数等を把握するとともに、養護教諭、教職員、学校医、保護者が情報共有する中で、個々の児童生徒の実情に応じて個別に配慮を行っているところです。

菊川 和滋 (NEXT京田辺)	3- (1) 留守家庭児童会の現状課題について問う。	教育部長	本市の現状課題としましては、保護者の就労による保育ニーズの高まりにより、留守家庭児童会を必要とする児童の増加が続き、職員の確保に苦慮しながら運営しているため、サービスの向上が困難な状況にあります。 そのため、民間活力の導入にあたりましては、まず小学校から独立した専用施設で安定的な運営が見込める松井ヶ丘留守家庭児童会において進めるととし、課題の解決に向けた検討をしてまいりたいと考えております
	3- (2) 松井ヶ丘小学校留守家庭児童会を先行して民間委託を進める理由について問う。		
	3- (3) 同留守家庭児童会民間委託事業者の提案によるメリットについて問う。	教育部長	事業者の提案によるメリットにつきましては、保育時間の延長や、長期休業期間中の弁当配食サービスの実施など、保護者の利便性が向上される提案があまりました。 また、豊富な実績を活かした独自の保育プログラムにより、児童の豊かな体験機会の増加が期待できると考えております。
	3- (4) 今後の留守家庭児童会民間委託についての考え方を問う。	教育部長	今後は、松井ヶ丘留守家庭児童会での実績を検証しながら、委託にあたっての各児童会における課題の解消に努め、留守家庭児童会を安定的に運営できるよう、順次、民間委託を進めてまいりたいと考えております。

向川 弘 (公明党)	3－(1) 現在、情報セキュリティ教育を実施しているのか。行っていれば、その目的・方法・学習時間及びスキル確保の実効性を問う。 3－(2) 情報セキュリティ事案ごとの個別対応を教えることが中心の教育ではインターネットやメール、SNS等に潜む個々の危険を網羅することは困難であると考ええる。各個人がリスクを見分けられるスキルを身につけるための教育方法を取り入れられるべきと考ええるが市の見解を問う。	教育部長	情報セキュリティ教育につきましては、各学校で教育課程に位置付け、学級活動等で指導するとともに、他の教科等と関連させ、年間を通して指導することや情報活用技術と合わせてセキュリティのスキルが身につくよう取り組んでおります。 また、京都府警や企業のネット安全教室など、外部機関と連携した学習も年1回1時間程度実施し、一斉指導の中で、自分の考えを友達と相談するなどして、インターネットを安全に活用できるよう学習しております。
	3－(3) リスクを感じた時に、そのレベルにより、躊躇なく信頼できる人に相談することができるとの体制づくりと、その訓練をすべきと考ええるが市の見解を問う。	教育部長	本市教育委員会が作成した「学校のタブレット活用のルール」の中で、困ったことがあれば先に先生に知らせることや、有害サイトに入ってしまったときは、家の人や学校の先生に知らせるよう指導しております。 また、京都府の通報、相談窓口も紹介しており、リスクを感じた際の対応方法を、可能な限り迅速に選択できるようなしております。

河田 美穂 (公明党)	1－(1) 本市においては、来年度以降、何台程度を新端末に買い換え、旧端末を何台程度処分する必要があるのか。	教育部長	G I G A スクール構想に基づいて市立小中学校に導入したタブレット端末につきましては、来年度以降、6,900台を新端末に更新する予定であり、更新後に同数の旧端末を処分する必要があります。 タブレット端末の処分に関しては、国の通知において、小型家電リサイクル法に基づき認定事業者への処理委託等が示されておりますので、当該通知に基づき、市教育委員会が排出事業者として適切に処分をしなければならぬものと認識しております。 なお、処分に当たっては、市環境部局と連携を図りながら、タブレット端末の再利用又は再資源化を推進する観点から、信頼性の高い認定事業者を選定した上で、デジタル的にデータを復元できない措置を講じるなど、個人情報流出防止対策を徹底したべく考えております。
1－(2)	教育委員会は、小中学校の排出事業者として適切な端末処分に対する認識は。		
1－(3)	G I G A スクール端末の記憶媒体は、単純な物理破壊では、データの復元が可能とされており、個人情報流出を防ぐための、データ処理に対する認識と具体的な取組は。		

	1－(4) 2024年5月17日の環境省通知では、「使用済み端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ都市鉱山とも呼ばれている。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済み端末の、適正な再資源化を推進することが必要」とある。この環境省通知に基づく環境部局と教育委員会、認定事業者等の連携への認識と取組は。		
早川 由紀夫 (日本維新の会・無所属南部の会)	3－(1) 個別最適な学びや共同的な学びにおいて、教育力向上を進めるに当たり、教職員の負担を軽減するため、一人一台タブレット端末をさらに活用する必要があると考えるが、現在の状況把握とこれからの見通しを問う。	教育部長	タブレット端末は、各校において授業や家庭学習で活用しており、児童生徒の学力向上に加え、学校間でICTを活用した教材の交流を行うことにより授業改善や教材作成に係る教員の負担軽減につながっております。 また、市の取組として個別最適な学びにつながる問題集アプリを導入して活用しているほか、現在、AI機能を搭載したドリルの導入についても試行しております。 これにより、児童生徒の個に応じた学習を進めるとともに、採点業務などの教員に係る負担も軽減されると考えており、効果を検証しながら、引き続き活用方法を研究してまいります。

	3- (2) 教職員の働き方改革に向けて、保護者との連携等において、より積極的なICT化の活用が必要だと考えるが、市教育委員会の対応を問う。		本市では、学校に特化した連絡網システムを令和5年度に更新し、保護者連絡アプリを用いた欠席連絡及び学校だよりなどの資料配布、またアンケートツールによる学校評価など学校・保護者間における連絡手段のデジタル化を進め、教職員の事務時間の縮減だけでなく、保護者の利便性の向上も図っているところでは、本市が培ってきた特性を活かしながら、市民にとってより利便性が向上し、市全体の社会教育・生涯学習と個人の読書活動に寄与する運営を目指したいと考えております。 そのために、公民連携を含め、最も効果的・効果的な事業手法を検討してまいります。
青木 綱次郎 (日本共産党京田 辺市議会議員団)	3- (2) 中央図書館の運営について、市直営を堅持すべきと考えるが、市長及び教育長の考えを問う。	教育部長	複合型公共施設に整備する中央図書館の運営につきましても、本市が培ってきた特性を活かしながら、市民にとってより利便性が向上し、市全体の社会教育・生涯学習と個人の読書活動に寄与する運営を目指したいと考えております。 そのために、公民連携を含め、最も効果的・効果的な事業手法を検討してまいります。
	3- (3) 中央図書館の移転計画について、図書館内での議論の内容や図書館職員の声、アンケートの内容などについて、明らかにされたい。		図書館の職員の声や議論の内容につきましては、新しい図書館の空間的なイメージ、蔵書内容や配置、スペースの使い方、必要な機能、事業の手法などについての意見がありました。 また、アンケートを実施したところ、図書資料の充実、自動貸出機の設置、開館時間の延長など利便性に関わる意見や、多様なニーズに対応できる空間配置、参加したくなる企画などの意見のほか、直営と民営についても、双方の強みに関する意見がありました。

報告第18号

京田辺市学校教育審議会からの答申について

京田辺市学校教育審議会から答申のあったことについて、別紙のとおり報告する。

令和6年12月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について、京田辺市学校教育審議会から答申されたので報告するものである。



令和6年(2024年)12月10日

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘 高 様

京田辺市学校教育審議会
会長 沖 田 行 司



京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策に
ついて (答申)

京田辺市学校教育審議会では、令和4年2月15日付け京教総第342号で
諮問を受けた、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策につ
いて、審議を重ねた結果を別紙のとおり答申します。

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

(答 申)

令和6年(2024年)12月

京田辺市学校教育審議会

はじめに

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から令和4年（2022年）2月15日に諮問を受けた「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について答申するため、審議を行ってきた。

令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて審議会を6回開催し、短期的に解決すべき課題について検討したものをまとめ、令和5年（2023年）3月に教育委員会に中間答申した。

そして、中長期的に検討すべき課題について多角的な審議を進めるため、令和5年度（2023年度）に、地域の方や学校関係者から学校の現状や課題について意見をもらうことを目的に、地域別懇談会を市内3箇所で開催し、審議会を4回開催して議論を深めた。令和6年度（2024年度）には、児童生徒の状況やニーズをよりの確に把握すること、こども基本法に基づくこどもの意見表明の機会確保を目的に、小学生アンケート及び中学生ミーティングを実施し、審議会を3回開催して、これまで積み上げてきた議論を基に、改めて課題整理を行い、指針となる望ましい学校規模と対策について審議した。

これら様々な学校に関わる方々のご意見を踏まえて、丁寧に審議を重ね、このたび、偏在の解消に向けた中長期的な対策について、答申を取りまとめた。

目 次

I	学校間の児童生徒数の偏在の現状.....	3
	1. 児童生徒数の現状と見通し	
	(1) 児童生徒数の推移	
	(2) 学校規模等の現状	
	(3) 児童生徒数の見通し	
	2. 児童生徒及び地域の方の意見	
	(1) 児童生徒の意見	
	(2) 地域の方の意見	
	3. 現在の対策	
	(1) 小学校	
	(2) 中学校	
II	学校間の児童生徒数の偏在の課題.....	11
	1. 各中学校区、大規模開発地域における課題	
	(1) 大住中学校区	
	(2) 田辺中学校区	
	(3) 培良中学校区	
	(4) 大規模開発地域	
	2. 市全体からみた課題	
III	学校間の偏在の解消に向けた対策.....	14
	1. 望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）	
	2. 第1期（令和8年度～令和17年度）の対策	
	(1) 学校選択制度の活用	
	(2) 新しい大規模開発地域での通学区域の変更	
	(3) その他（学校の特色化の推進）	
	3. 第2期（令和18年度～令和27年度）の対策	
	学校規模の適正化に向けた統廃合を含めた再配置	
	参考資料.....	22

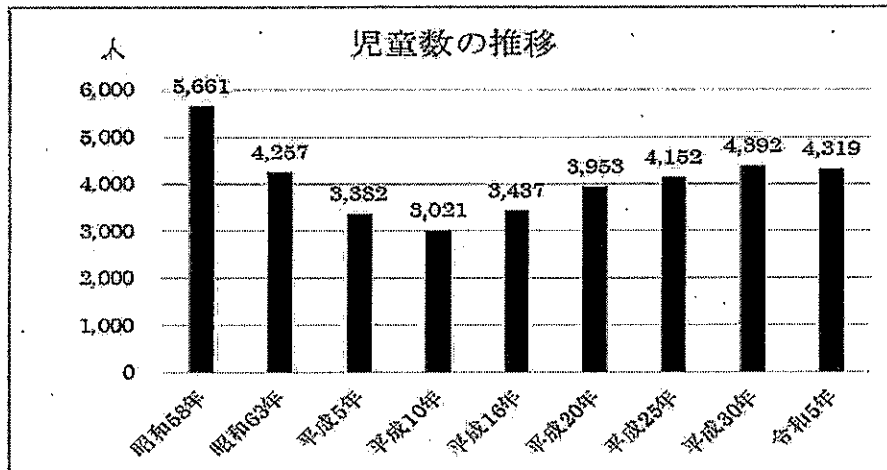
I 学校間の児童生徒数の偏在の現状

1. 児童生徒数の現状と見通し

(1) 児童生徒数の推移

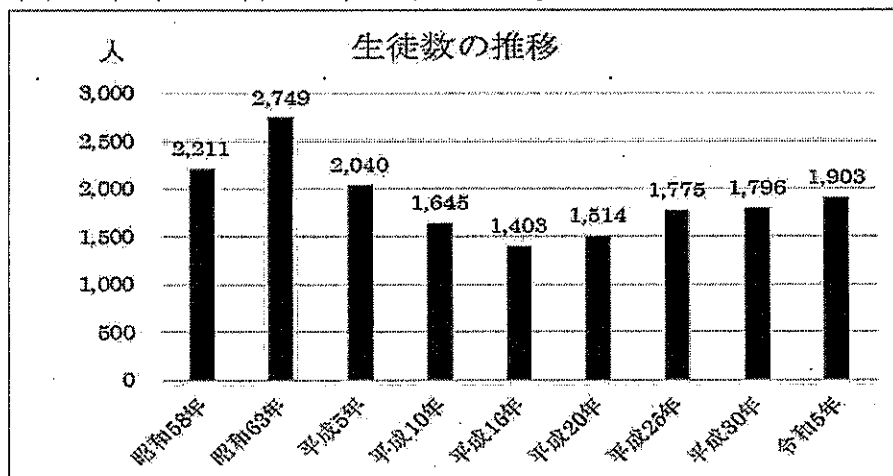
【児童】

- ・市立小学校の児童数は、昭和 58 年（1983 年）の 5,661 人をピークとして平成 10 年（1998 年）には約半数の 3,021 人まで減少した。
- ・平成 10 年（1998 年）からは増加に転じたものの、平成 30 年（2018 年）頃を境に再び減少傾向にある。なお、令和 6 年（2024 年）は 4,193 人である。



【生徒】

- ・市立中学校の生徒数は、昭和 62 年（1987 年）の 2,804 人をピークとして平成 16 年（2004 年）には半数の 1,403 人まで減少した。
- ・平成 16 年（2004 年）からは増加に転じ、現在も増加している。なお、令和 6 年（2024 年）は 1,937 人である。



(2) 学校規模等の現状

①学校規模

京田辺市には、市立小学校9校、市立中学校3校がある。

学校規模については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第41条及び第79条において「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。」とあり、参考とするべき標準的な規模が示されている。

また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」といった国の指針等においては、学級数からみる学校規模の分類が示されており、令和6年（2024年）5月1日時点の市立小中学校の学級数をこれらの分類に当てはめた場合、次のとおりとなる。

学校規模		小学校	中学校
過小規模	5学級以下		
小規模	6学級から 11学級まで	普賢寺小学校（田・一部は生） 大住小学校（大） 田辺東小学校（培）	培良中学校
	（標準） 12学級から 18学級まで	草内小学校（培） 桃園小学校（大）	
適正規模	19学級から 24学級まで	松井ヶ丘小学校（大） 薪小学校（田・一部は大） 田辺小学校（田）	大住中学校
大規模	25学級から 30学級まで		田辺中学校
過大規模	31学級以上	三山木小学校（田）	

※当該分類にあたり特別支援学級は含まない。

※各小学校の後の括弧は、校区指定の中学校を示している。（（田）：田辺中学校、（大）：大住中学校、（培）：培良中学校、（生）：生駒北小中学校）

②学級編制

1学級当たり学級編制の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定により、小学校は35人（35人学級は令和3年度からの段階的導入）、中学校は40人である。

また、具体には、学級編制及び教職員定数は、京都府教育委員会の基準による。

京都府では「京都式少人数教育」を導入しており、独自措置で教員配置の拡充を行い、小学校においては30人程度（30～35人）の学級編制が可能となる配当をしている。各市町村教育委員会は、配当された定数を活用し、「少人数授業」、「チームティーチング」、「少人数学級」「専科教員配置」を選択できる。

③通学区域

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）第4条の規定では、通学距離は小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内が適正とされており、京田辺市ではこの基準を満たしている。

なお、京田辺市では、学校選択制度を導入したことに伴い、通学費補助を充実させている。

【現行の通学支援】

■京田辺市通学費補助金

保護者の負担軽減及び義務教育の機会均等を図るため、遠距離通学に要する経費の一部を補助している。

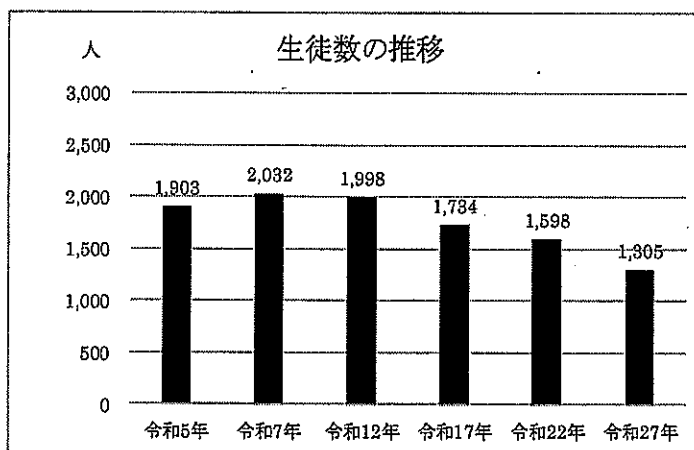
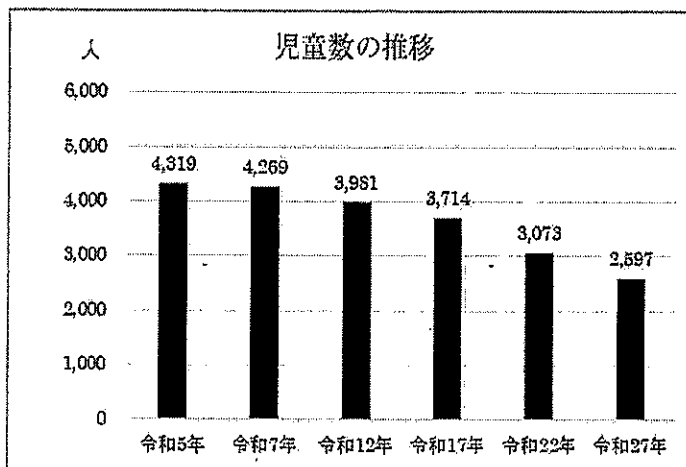
■普賢寺小学校児童送迎車両の運行

天王、打田、高船地区から普賢寺小学校へ通学する児童を対象に送迎車両（無料）を運行している。

（3）児童生徒数の見通し

市全体の人口推計（令和4年度時点）から見た場合、当面は「（1）児童生徒数の推移」でみた傾向が継続する見込みであり、児童数は減少し、生徒数は増加することになる。ただし、令和12年（2030年）頃から生徒数も減少に転じる。その後は、全ての市立小中学校において児童生徒数が減少し、令和27年（2045年）には、現在の人数からすると6割程度にまで減少することになる見込みである。

また、各中学校区における特徴としては、次のとおりである。



【大住中学校区】

全ての小学校及び中学校において児童生徒数は減少する。特に大住小学校（令和6年度：192人）は、減少が止まらず、令和27年（2045年）頃には100人程度になる見込みである。また、松井ヶ丘小学校（令和6年度：592人）は、山手南地域及び山手西地域での住宅開発により、令和7年（2025年）頃から増加傾向に入るが、これまでの最大児童数を超えることはなく、令和15年（2033年）頃には720人ほどで止まり、また減少に転じることになる。

【田辺中学校区】

同志社山手をはじめとする南部地域での住宅開発により、三山木小学校（令和6年度：1,159人）は児童数が急増しているが、令和8年（2026年）頃をピークに徐々に減少し始める。学校規模としては、令和17年（2035年）頃まで過大規模校が継続し、令和25年（2043年）頃まで大規模校が継続する。田辺中学校も令和12年（2030年）頃まで増加し、その後徐々に減少し始めるが、令和19年（2037年）頃までは大規模校が継続する。

普賢寺小学校は、指定校区の児童数はずっと減少しているが、小規模特認校制度の導入により、当面、複式学級とはならない児童数を保てる見込みである。

【培良中学校区】

全ての小中学校で児童生徒数は減少する。草内小学校は令和 22 年 (2040 年) 頃には小規模校となる可能性が高い。田辺東小学校も減少が進み、令和 20 年 (2038 年) 頃には 1 学級児童数に 1 桁となるころが生じ、令和 27 年 (2045 年) 頃には複式学級の可能性も出てくる。そして、培良中学校も減少が止まらず、令和 9 年 (2027 年) 頃からは、全学年で 2 学級が継続していくようになる。

※学校選択制度の導入は令和 6 年度からであり、令和 4 年度時点の人口推計には反映していない。

2. 児童生徒及び地域の方の意見

(1) 児童生徒の意見

児童生徒の状況やニーズをよりの確に把握すること、また、令和 5 年 (2023 年) に施行されたこども基本法に基づくこどもの意見表明の機会を確保することを目的に、令和 6 年 (2024 年) に小学生にアンケート調査を、中学生に審議会委員が直接意見を聴くミーティングを実施した。その上で、学校に通う当事者である児童生徒の意見を次のとおり整理した。

【総括】

児童生徒らは、自校と他校とを比較する機会がないため、偏在に係る問題意識はほとんど見受けられなかったが、寄せられた意見からは、大規模校においては、大人数なりの良さはあるものの問題が生じていることがわかった。また、小規模校においては、その良さが多く挙げられていた。

児童らに学校は楽しいか、学校行事やクラブ活動等は楽しめているかを聞いたところ、学校の規模にかかわらず、ほとんどが楽しいとの回答が目立った。

生徒らは、学校をより良くするためのアイデアをたくさん持っており、それらを発言する場・コミュニケーションを取る手段や機会が少ないと感じている。

総じて、明るくみんなが仲の良い学校となつてほしいことや他の学年や他の学校と もっと交流を持ちたいとの意見があった。

【大住中学校の意見まとめ】

- ・学校生活において理想的な人数であり、良さの意見が多かった。

(良さ)

教員と生徒の距離が近く、生徒同士の関係性も良好であることや数学は少人数制であること。また、部活動が活発であること等が挙げられた。

- ・学校全体の行事を開催するなどして、異学年同士の縦のつながりをつくりたいと考えている。

【田辺中学校の意見まとめ】

- ・生徒数が多いという良さ、困っていることは学校生活を通して感じている。

(良さ)

人数が多いため、行事をすると迫力があり、楽しいこと。また色々な人と友達になれること等が挙げられ、良すぎて今のままでいいとの意見があった。

(困っていること)

移動に時間がかかることや委員会活動や部活動も集約に時間がかかること、異学年の交流は難しく、施設も利用に制約があること等が挙げられていた。

- ・現状の学校生活が総じて楽しくより良くするためにはどうすれば良いのかのアイデアをたくさん持っている。

【培良中学校の意見まとめ】

- ・小規模校というイメージを感じさせないほど、学校生活で困っていることよりも良さの部分の意見が多かった。

(良さ)

他学年との壁がなく、行事も全学年で頑張れること。委員会活動や部活動では一人一人に役割や活躍の場があり、意見が言いやすいこと等が挙げられていた。

- ・他校と交流する機会をつくり、また交流の場で学校の特徴をアピールしたいと考えている。
- ・与えられた環境の中で、より良い学校生活を送るためのアイデアをたくさん持っている。

【児童のアンケートまとめ】

- ・学校の規模にかかわらず、楽しいとの意見がほとんどであった。
- ・児童の多い学校では、グラウンドなどがせまいとの回答が多かった。また、学年全員の名前を知らないという回答も多かった。
- ・地域の子ども会への加入は5割強が入っていないとの認識であったが、地域の行

事には7割弱が参加しているとのことであった。

(2) 地域の方の意見

偏在問題に取り組むに当たり、より多角的な審議を進めることができるよう、市内小中学校の現状と課題を把握するため、令和5年度に「これからの市立小中学校を語る地域別懇談会」を市内3箇所（各中学校区で1箇所）で実施した。

総じて、指定校に変更が生じる保護者や地域の方の心情等を考慮すれば、関係者に対して再編に向けた取組内容の説明に加え、十分な周知期間等を設ける必要があることを実感することとなった。

なお、中学校区の意見のまとめは次のとおりである。

【大住中学校区】

- ・100年を超えた歴史を抱える学校もあり、校区再編となると難しい。
- ・小規模校はPTA活動等学校運営面で負担もあるが、学習生活面では利点も多い。
普賢寺小学校や培良中学校のように特色を生かした取組を進めてはどうか。
- ・通学区域を維持しながらも、市内全域又は中学校区内で選択制度を導入するのはどうか。
- ・即効性があるのはやはり校区再編。過去に分離新設した学校であれば元に戻せば良いのではないか。

【田辺中学校区】

- ・過大規模校では学習面での課題に加え、安全面でも問題があり、早急な解決が必要。
- ・新設校・小中一貫校・低学年分校についてもしっかり検討すべき。
- ・校区選択制を採用するならば併せてスクールバスも検討すべき。加えて、選択先の学校には留守家庭児童会が併設されているのが条件。
- ・小規模校の子どもたちが進学した学校で戸惑うことがないようにできないか。
- ・各学校の成り立ち・立地から校区再編に対する地元の根強い抵抗感はある。
- ・校区変更で影響を受ける保護者は納得できないという意見が多数ある。

【培良中学校区】

- ・小規模校は教師と子どもたちの距離感が近く、良い面もあるのでそのあたりは大切に取組を進めてもらいたい。
- ・公立校で差別化するのは公平性に欠く。長期を見越した校区再編を検討すべき。

- ・部活動の面等から小規模校の子どもたちにも学校を選択することができれば良い。
- ・偏在と特色化の議論は同時進行が難しいのではないか。
- ・小規模化のさらなる進行を食い止める施策を早急に検討すべき。地元の人間として廃校というのは避けたい。
- ・小規模校を抱える校区として、他校区からの受入れについて拒むことはない。

3. 現在の対策

(1) 小学校

普賢寺小学校においては、平成 19 年度（2007 年）から市内の全ての校区から通学が可能となる小規模特認校制度を導入している。

特色としては、少人数クラスでの授業であり、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点では、本来校区以外の児童数が本来校区の児童数を超えるほどの入学者がいる状況である。

(2) 中学校

令和 5 年（2023 年）3 月に審議会が行った中間答申を基に、教育委員会において、田辺中学校では教育環境の整備を行うとともに、培良中学校では、「生徒一人一人がいいき活躍する学校 わくわくどきどきがとまらない学校～個が輝く・個が高まる～」をコンセプトにした特色化事業を計画され、同校に魅力を感じる生徒が指定校区域以外からも通学できるよう令和 6 年度（2024 年度）から学校選択制度を導入されている。

特色化事業は、きめ細かな指導や体験を通じた協働的な活動の実施、外国語教育の推進等を行っており、令和 6 年度（2024 年度）当初は 25 名の生徒が転入学している。

Ⅱ 学校間の児童生徒数の偏在の課題

1. 各中学校区、大規模開発地域における課題

令和5年(2023年)に実施した「これからの市立小中学校を語る地域別懇談会」を通して保護者や区・自治会代表の方々、学校関係者から直接意見を伺い、令和6年(2024年)に実施した小学生アンケート及び中学生ミーティングを通して児童生徒らから率直な意見や課題を聴き、市立小中学校の成り立ちや現状を把握するとともに、各中学校区の抱える課題等について下記のとおり整理した。

(1) 大住中学校区

歴史があり、地域と深いつながりを有する学校が存在しており、偏在問題の解消に向け校区再編・統廃合という対策を検討するに当たっては、地域の方の理解を得るために時間を要する。

このような中、社会構造の変化に伴い、地域の方が学校行事へ参画しにくい現状があることや保護者がPTA活動に対し負担を感じていることから、行事等の取組について検討が必要となっている。

また、小規模校におけるこどもたちの良好な教育環境を維持するため、他の校区から小規模校へ通えるような新たな体制づくりが求められている。

(2) 田辺中学校区

生徒らは、大規模校の良さははっきりと認識しており、肯定的な意見も多いが、校内の移動や意見集約に時間を要すること、異学年の交流は難しく学校全体での行事はできないこと、グラウンド等の施設利用にあたり制約があることを感じていることが分かった。既に田辺中学校で学校施設の整備等の対応は行っているものの、今後も生徒数は増加が見込まれることから、さらなる対策が求められる。

また、三山木小学校においても大規模校としての問題は児童アンケート等からも意見として挙がっており、迅速な対応が必要となる。

ただし、各学校の成り立ち・立地から、地域の方の現校区に対する強い思いが認められることから、校区再編や統廃合について議論を行う際は、地域の方の理解を得られるよう丁寧な対応が必要となる。

(3) 培良中学校区

審議会の中間答申を受けて、教育委員会において令和6年度から培良中学校へ学校選択制度が導入され、一定の成果があったと考える。また、生徒たちは小規模校の良さを実感しており、問題と感じている部分は少ないと言える。しかし、今後も、本来校区からの生徒数は減少する見込みであり、小規模校の良いところを維持しながら、魅力を高めるための特色化事業をさらに展開させる必要がある。

また、田辺東小学校は、現在1学年1学級であるが、児童数の減少が進むことで小規模校としての問題が顕在化してくると思われる。

(4) 大規模開発地域

田辺中央北地区において約16.2haの大規模開発が進められているが、これまで田畑のみであったところに、新たに住宅建設が始まるということは、非常に大きな影響がある。

当該地域は、田辺小学校区・田辺中学校区になる。田辺小学校は、標準より大きい規模であり、校区内の住宅開発が継続してあることから児童数は今後も横ばいで推移する。また、田辺中学校は大規模校であり、生徒数は同志社山手地区の開発により急増しており、今後も増加傾向にある。新たな住宅建設は偏在問題を助長させ、教育環境の悪化につながるが見込まれるため、早急な対策が必要である。

2. 市全体からみた課題

本市の現状における課題については、地域別懇談会での意見聴取を行い整理したほか、子どもたちからの意見聴取も行ったことで、子どもたち自身に偏在に対する問題意識はないものの、大規模校では施設利用に制限がある等の意見もあり、対策の検討を要する課題があると確認することができた。審議会としては早急に対応すべき事項について中間答申を行い、教育委員会においては一定の対策が進められている。しかし、今後の児童生徒数の見通しからすると、さらなる対策が求められる状況であると考える。

長期的には、京田辺市においても少子化が進行する。全ての学校で児童生徒数が減少することが見込まれることから、各校の良さを維持しつつ、地域コミュニティにおける役割も考慮しながら、一定の学校規模を確保し続けることが、児童生徒の良好な教育環境には必要である。

また、子どもたち自身も学校をより良くするためのアイデアを持っていることから、それらを魅力ある学校づくりに向けて生かしていく必要がある。

以上、京田辺市立学校の現状と課題について整理し、それらを踏まえた望ましい対策について示したい。

対策を考えるに当たり、児童生徒数の見通しが大変重要であり、市全体で捉えたときに、およそこれからの10年間は、児童生徒数が減少する学校と、一方で増加する学校が混在する時期が続くことが見込まれている。そして、その後の10年間は、全ての学校において児童生徒数が減少する時期を迎えることになる。

これらの変化に合わせて、対策も変化させる必要があることから、最初の10年間の第1期（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））として、その後の10年間の第2期（令和18年度（2036年度）～令和27年度（2045年度））として、それぞれの時期に応じた対策について検討し、答申を行うこととした。

Ⅲ 学校間の偏在の解消に向けた対策

京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、そして基本方針の一人一人が輝く京田辺っ子を育成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境が必要である。

発達段階や個に応じた、基礎的・基本的な知識・技能を習得させることはもちろんのこと、豊かな情操や道徳心を培い、心身ともに健康で、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育て、社会性を身につけさせるには、集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することが望ましく、そうした教育環境を確保するには、一定規模の学校が必要である。

中間答申においては、短期的に解決すべき課題として、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少を挙げ、教育委員会において施設整備や学校選択制度の導入といった対応がなされているが、児童生徒数の見通しからは、さらなる対策が必要である。

審議会としては、中長期的な対策を考える上で、次の視点を基に、これからの京田辺市立学校の指針となる望ましい学校規模、通学区域について示すとともに、学校間の偏在の解消に向けた第1期と第2期の時期に取るべき対策について検討した。

【対策を考える上での視点】

○児童生徒にとってより良い教育環境の提供

児童生徒にとって、より良い教育環境の提供を行えるよう、望ましい学習環境、集団活動が行える学校規模の適正化に努めること。

○中長期的な視点

将来にわたって、より良い教育環境を安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立つこと。

○学校と地域との関わり

学校と地域はお互いに関わり合い、地域コミュニティの核とされてきた歴史的経緯を尊重し、これからも学校と地域はつながりあるものとして、十分に配慮すること。

1. 望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）

①学校規模

【望ましい学校規模】

- ・市立小学校は、12学級以上24学級以下とする。
- ・市立中学校は、12学級以上24学級以下とする。

※ここで示す学校規模とは、特別支援学級を含まない学級数とする。

審議会としては、まず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に示される標準規模や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）で示される適正規模、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」の学校規模の定義等を参考にした。その上で、次の点から、京田辺市の望ましい学校規模を示すものとする。

- ・多様な出会いができ、交友関係を広げられる環境とするため、クラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編成でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うことができること。

ただし、学校施設・学校運営の状況や、地域等からの意見を踏まえ、偏在を緩和するための対策が主なものとなる第1期については、次に示す範囲まで許容することとする。

市立小学校は、6学級以上30学級以下とする。これは、児童、教職員ともに影響が大きい複式学級となることは望ましくなく、避けるべきとの考えであり、また、施設の状況にもよるが、過大規模校となると学校運営や施設利用に支障が生じる等の課題で挙げられた弊害が非常に大きなものとなると考える。

市立中学校は、9学級以上30学級以下とする。これは、クラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成もでき、教科担任による学習指導を行える十分な体制を整えられるのが9学級以上の中学校であり、学習面や生活面において小学校から変化する中で、十分な体制を持って対応する必要があると考えるからである。また、大規模校については、小学校と同じ理由であり、弊害が非常に大きなものとなるおそれがある。

なお、これらの学校についても、長期的には望ましい学校規模となるように対応しなければならない。

②通学区域

【望ましい通学区域】

- ・通学距離としては、小学校4 km以内、中学校6 km以内が望ましい。
ただし、上記距離を超過する場合は、通学支援を行った上で、通学時間は1時間を超えないようにする。
また、地域とのつながりに十分に配慮したものとしなければならない。

審議会としては、通学距離に関しては、まずは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）を参考にした。国の基準は、小学校おおむね4 km以内、中学校おおむね6 km以内とあり、これは平成20年（2008年）の文部科学省の「通学制限にかかわる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」において当該距離までであれば、児童生徒のストレスが大幅に増加することは認められなかったとのことである。そして、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」によれば、全国的に学校の適正配置が進んでおり、通学距離が超過する学校も増加していることから、その場合は児童生徒らの心身への影響及び家庭生活での時間を考慮すれば、通学時間を1時間以内とするようにしている。

市立小中学校の現状を見ると、学校を中心とした校区外周までの距離を見た場合に、遠いものでは小学校はおおむね4 km、中学校はおおむね6 kmである。なお、南部地域においてはスクールバスによる対応を行っている。審議会が行った児童へのアンケート調査は、通学路の安全性の向上について意見はあったものの通学距離、時間に関するものはなく、大半の児童の通学時間は30分以内であった。

通学距離、時間に関する児童生徒への負担、また小中学校の現状等を総合的に検討した結果、国の示す基準が京田辺市においても望ましい通学距離、時間であると考え。

ただし、通学区域として考えた場合、もう一つの重要な点に地域とのつながりがある。道路や河川等の地理的状況、地域が形成されてきた歴史的経緯、地域住民の方の思いを考慮すれば、教育委員会が説明もなしに一方的に設定できるものではない。児童生徒の偏在を解消し、今後の良好な教育環境の確保のために通学区域の変更が必要な場合は、地域へ十分な説明を行うとともに、理解を得て、配慮した形で進めなければいけないものと考え。

2. 第1期（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））の対策

児童生徒の偏在解消に効果的な方法として、学校の統廃合を含めた再配置が挙げられるが、これは在籍している児童生徒への影響が大きく、保護者をはじめ地域住民等の関係者への十分な説明と理解が必要であり、性急に行うことは困難である。また、通学区域の変更についても、児童生徒への影響は大きく、地域と学校との関わりを配慮すれば容易ではない。

その点、学校選択制度は、既に導入実績があり、一定の成果が出ている。児童生徒は自分の個性により合致した学校を選択することができるようになり、選択肢が増えるものである。「これからの市立小中学校を語る地域別懇談会」でも受け入れやすいとの意見があり、他校区への導入は実現可能性が高いと言える。

ただし、新しい大規模開発地域については、住宅建設に伴って現学校への影響が大きいと見込まれる場合、今後の良好な教育環境を確保するためにも、通学区域の変更によりその影響を解消すべきである。

そして、児童生徒は、学校をより良くするためのアイデアを持っていることから、対話を重ねて引き出し、魅力ある学校につなげることが大事である。

（1）学校選択制度の活用

大規模校については、大規模校としての良さはあるものの、問題が生じていることから、その解消を図る必要がある。学校選択制度は、教育委員会が指定している学校に行くか、大規模ではない別の学校に行くかを児童又は生徒及び保護者が選択できるものであり、対策が必要と考えられる学校を対象として、また、特色化事業と合わせることで児童生徒の偏在を緩和するための対策となるものである。そして、制度導入の際は、積極的に小規模校の対策と合わせて実施することが望ましい。

なお、当該制度は、通学距離が長くなるという問題が生じるおそれがあり、望ましい通学距離を超過する場合は通学時間の基準を満たせるよう、保護者の経済的な負担を緩和した形で、自転車を用いた通学やスクールバスの運行等を含めて多様な通学手段を検討して提供するなど、支援することが必要であると考ええる。

また、学校選択制度を活用していくにあたり、留意すべき点があり、小学校及び中学校は義務教育であって、子どもたちの教育の機会均等を保障し、一定の教育水準を確保することが京田辺市の責務であると言え、安定した学校運営を第一に考えておくことである。必要に応じて定員を設定したり、地域との結びつきが過度に希薄化することがないように配慮し、必要に応じて見直ししなければならない。さら

に、児童生徒や保護者が選択できるよう正確な情報を得る機会を十分に提供する必要がある。

(2) 新しい大規模開発地域での通学区域の変更

新しい大規模開発地域において、住宅建設により児童生徒数の増加が見込まれることで、現学校の運営に支障が生じるおそれがある場合、今後の良好な教育環境を確保するために、宅地開発の前までに適切な通学区域に変更すべきである。なお、変更にあたっては、区域が広がることになる学校が将来にわたって大規模校とならないかを見定めた上で、できるかぎり近隣で望ましい通学距離となるよう検討すること。

また、通学区域の変更にあたり、影響を受ける周辺地域については、地域への十分な説明を行うとともに、当面は学校選択制度等の経過措置を設けて対応することが必要である。

(3) その他（学校の特色化の推進）

児童生徒たちは、日々学校に通い、学校のことをよく知っており、より良くするためのアイデアを持っていることから、魅力ある学校に向けてそれらを引き出すための対話を、引き続き行うことが大事であり、それらが、各校の特色ある取組につながると考える。そして、より良き取組で波及できるものについては、後に他の学校においても取り組むことができるよう教育委員会は支援する必要がある。

また、児童生徒への教育は学校だけでなく、学校を取り巻く保護者、地域の協力が不可欠であり、関係者と意見交換、連携を深めるための取組も進める必要がある。このとき、できるだけ学校に関われるような工夫が必要である。

また、地理的要因等から小規模特認校制度が適している場合については、小規模校の良さを生かして、異学年集団での共同学習や体験学習を計画的に実施するとともに、周辺の学校等とも連携して合同行事等に取り組むことが望ましい。

3. 第2期（令和18年度（2036年度）～令和27年度（2045年度））の対策

第1期の対策を行うことで児童生徒数の偏在の問題を緩和することはできると考えるが、その解消については、統廃合を含めた再配置が必要である。京田辺市は今も人口が増加しており、再配置を進めている他都市とは異なる状況にあるが、第2期では全ての学校において児童生徒数が減少する時期を迎えることになり、将来にわたって良好な教育環境を提供するためには、避けることはできない対策と言える。なお、たびたび指摘しているが、学校の歴史的経緯を尊重し、地域とは十分な配慮を持って進めていかなければならない。

○学校規模の適正化に向けた統廃合を含めた再配置

将来にわたって良好な教育環境を提供するためには、一定規模の学校を確保する必要がある。

児童生徒数の減少が進むということは、小規模校は小規模校のまま長く継続し、またその学級内においても少人数化が進むということになり、クラス替え等も行えず、好ましくない。また、大規模校も見通しでは、第2期の中頃まで継続する見込みである。第1期の対策を行うことで、緩和することはできるが、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するためには、学校の統廃合を含めた再配置を行うことが望ましいと考える。

なお、再配置に当たっては、第1期の期間中から児童生徒数の推移を注視し、次の点に留意し、十分に検討した上で、進めなければならない。

- ・頻繁に見直しを行うことは児童生徒、保護者、地域へ影響が大きく、好ましくないことから、長期的な見直しを持つこと。
- ・できるかぎり望ましい通学距離となるようにし、超過する場合でも通学時間の基準は満たし、保護者の経済的な負担等を軽減し、通学支援を合わせて行うこと。
- ・より良い教育環境の確保に向けて、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置を含めた検討を行うこと。
- ・整備には長期の時間を要することから、計画的な学校施設の整備と併せて行うこと。
- ・通学の安全をハード面、ソフト面の両方から対策し、確保すること。
- ・地理的状況から統廃合や通学区域の変更などを行えない場合は、存続を前提として対策を考えること。
- ・保護者をはじめ、地域住民等の関係者へは十分な説明を行い、将来ビジョンを共

有すること。

- ・学校の歴史的経緯を尊重するとともに、地域がこどもを育てる、地域からの学びといったことが教育活動を充実させてきた点を考慮するとともに、コミュニティスクール制度など、地域との結びつきを促進し、協力を得られるための取組を行うこと。
- ・統廃合を行う場合は、児童生徒への影響を考え、従来から相談対応しているスクールカウンセラーだけでなく、一定期間、スクールカウンセラー等を手厚くするなどの体制整備や従来から配置されている教職員を継続して配置したりするなどの配慮を行うこと。

むすびに

本答申は、本市の児童・生徒に対して、将来にわたって良好な教育環境を確保するために必要な取組を、短期、中期、長期に分けて提言したものであるが、これらはそれぞれが独立した取組ではなく、本市を取り巻く状況の変化に合わせて、一連の取組として行うものであるという認識が必要である。

そして、審議を通して感じたことは、児童生徒数の偏在を解消し、学校ごとの特色を生かした教育活動の展開や教育の指導体制の充実を実現させるには、学校や行政だけでできるものではなく、児童や生徒らとの対話をより一層進めるとともに、これまで共に学校教育を支えていただいている保護者の方々、地域といった関係者・関係組織と連携し合って、丁寧に取り組んでいくことが肝要であるということである。

また、学校を取り巻く環境は、児童生徒数の減少だけでなく、質的な変化も見せてきており、ICTのさらなる進展や多様な児童生徒への個別最適な学びの取組も求められている状況であり、それらに合わせた学校施設整備等のあり方も、今後、検討が必要である。

最後に、審議会としては、答申をまとめるに当たり、ご協力をいただいた関係者の皆様に厚くお礼を申し上げるとともに、教育委員会においては、この答申を基に十分に検討され、施策として具体化し、一人一人が輝く京田辺っ子の育成に向けて、着実に取り組まれることを望むものである。

京 教 総 第 3 4 2 号
令和4年（2022年）2月15日

京田辺市学校教育審議会
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会
教育長 山 岡 弘 高

諮 問 書

京田辺市学校教育審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のことについて
ご審議いただきたく諮問いたします。

1 諮問事項

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

2 諮問理由

京田辺市教育委員会では、これまでから児童生徒数の増加に対応しながら、
各市立学校での特色ある教育活動をとおして、将来の京田辺市を担う子ども
たちの育成に努めてきました。

しかしながら、本市では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化
が進む地域などが混在するなか、学校間の児童生徒数の偏りが顕著になりつ
つあります。

このような現状に対して適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの
特色を生かした教育活動の維持や教員の指導体制の充実を図ることが難しく
なるのではと懸念されています。

貴審議会におかれましては、今後の児童生徒数の推移、学校施設の長寿命化
に向けた取組、地域コミュニティへの配慮等を踏まえ、学校の特色を生かした、
学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた効果的な対策について、ご審議い
ただきたく諮問します。

参考資料2 京田辺市学校教育審議会の審議経過

1. 京田辺市学校教育審議会

回	開催日	議事内容
令和3年度 第4回	令和4年 2月15日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第1回】 ・京田辺市立学校の現状等について
令和4年度 第1回	令和4年 6月28日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第2回】 ・京田辺市立学校児童生徒数の見込みについて ・学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について
令和4年度 第2回	令和4年 9月1日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第3回】 ・京田辺市立中学校の課題や教育指針等について ・京田辺市の子どもたちと地域のつながりについて
令和4年度 第3回	令和4年 10月20日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第4回】 ・偏在の解消に向けた対策について ・学校選択制の考え方について ・第1次報告（素案）について
令和4年度 第4回	令和4年 12月1日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第5回】 ・第1次報告（案）について
令和4年度 第5回	令和5年 3月2日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第6回】 ・中間答申（案）について
令和5年度 第1回	令和5年 7月11日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第7回】 ・これまでの審議経過について ・（仮称）地域別懇談会の実施について

回	開催日	議事内容
令和5年度 第2回	令和5年 9月26日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第8回】 ・(仮称)地域別懇談会の実施について ・これまでの答申を受けた市教育委員会の取組について
令和5年度 第3回	令和6年 1月30日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第9回】 ・これからの市立小中学校を語る地域別懇談会の結果について ・偏在の解消に向けた対策についてのこどもたちへの意見聴取について
令和5年度 第4回	令和6年 3月26日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第10回】 ・中長期的な課題に対するこれまでの審議について ・偏在の解消に向けた対策についてのこどもたちへの意見聴取について
令和6年度 第1回	令和6年 7月18日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第11回】 ・これまでの審議経過について ・こどもたちへの意見聴取結果について ・(仮称)京田辺市新しい学校づくりプランの策定方針について ・答申骨子案について
令和6年度 第2回	令和6年 9月26日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第12回】 ・答申骨子案について
令和6年度 第3回	令和6年 11月7日	市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について【第13回】 ・答申案について

2. これからの市立小中学校を語る地域別懇談会

校区	開催日	内容
大住中学校区	令和5年 11月18日	【会場】京田辺市立松井ヶ丘小学校体育館 多角的な審議を進めていくことができるよう、学校PTAや区・自治会等の市立小中学校関係者から学校ごとの現状や課題等について意見をいただくことを目的として、中学校区ごとに開催した。
田辺中学校区	令和5年 11月26日	【会場】京田辺市コミュニティホール 多角的な審議を進めていくことができるよう、学校PTAや区・自治会等の市立小中学校関係者から学校ごとの現状や課題等について意見をいただくことを目的として、中学校区ごとに開催した。
培良中学校区	令和5年 12月3日	【会場】京田辺市立田辺東小学校体育館 多角的な審議を進めていくことができるよう、学校PTAや区・自治会等の市立小中学校関係者から学校ごとの現状や課題等について意見をいただくことを目的として、中学校区ごとに開催した。

3. こどもたちへの意見聴取

対象者	開催日	内容
小学生	令和6年 5月27日～ 6月14日	学校規模に応じた児童の現況等を把握することを目的として、学校配付のタブレットによるアンケート調査を実施した。
中学生	令和6年 6月10日	【会場】京田辺市役所4階403会議室 市立3中学校の生徒から、生徒数の偏りの問題や解消する取組について意見を述べてもらうミーティングを開催した。

参考資料3 京田辺市学校教育審議会委員名簿

(令和3年6月29日から令和4年6月27日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	井脇 義治	
京田辺市PTA連絡協議会委員	鈴木 明日香	大住小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	宮谷 浩子	培良中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	尾谷 亨	京田辺市立田辺東小学校校長
京田辺市立小・中学校長	柳澤 彰紀	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	安井 秀臣	京田辺市立田辺小学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	岡田 真澄	京田辺市民生児童委員協議会主任児童委員
公募による委員	奥西 沙絵子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	臨床心理士

(令和4年6月28日から令和5年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	谷村 雅昭	
京田辺市PTA連絡協議会委員	稲葉 由佳	田辺東小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	上原 未央	田辺中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	尾谷 亨	京田辺市立田辺東小学校校長
京田辺市立小・中学校長	柳澤 彰紀	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	安井 秀臣	京田辺市立田辺小学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	岡田 真澄	京田辺市民生児童委員協議会主任児童委員
公募による委員	奥西 沙絵子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	臨床心理士

(令和5年6月29日から令和6年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	村山 久昭	京田辺市区・自治会長連絡協議会委員
京田辺市PTA連絡協議会委員	奥出 芽由	松井ヶ丘小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	佐藤 りん	培良中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	片山 義弘	京田辺市立田辺小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	鐘築 栄滋	京田辺市立普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	鳴海 真平	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	浅山 貴宏	
公募による委員	浦田 ヒロ子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

(令和6年6月29日から令和7年6月28日の間)

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	村井 敦雄	京田辺市区・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	塩田 源志	普賢寺小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	今村 京子	大住中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	京田辺市立草内小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	京田辺市立普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による委員	浅山 貴宏	
公募による委員	浦田 ヒロ子	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

※令和6年7月31日までの間、前委員の奥出芽由委員、佐藤りん委員は臨時委員として審議に参加された。

参考資料4 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について(中間答申)

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策
について

(中間答申)

令和5年3月

京田辺市学校教育審議会

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
3	審議の経過等	3
4	審議の方向性	4
5	短期的に解決すべき課題とその方向性について	4
	(1) 田辺中学校への対策について	5
	(2) 培良中学校への対策について	5
6	むすびに	7
	諮 問 書	8
	資料 1	9
	資料 2	11

1 はじめに

京田辺市は、公共交通機関が充実し、京都・大阪・奈良へのアクセスが良好なことから、通勤・通学に便利なまちとして発展してきました。

特に、子どもを生み、育てやすい環境が整った本市では、近年、住宅開発が盛んに行われ、若い世代を中心に人口が増加しています。

このような背景から、市立小中学校においては、第2次ベビーブーム世代が学齢期を過ぎ、減少傾向にあった児童生徒数が、平成10年代を底に再び増加し、児童生徒数が急増する学校も見られるようになりました。

このようななか、京田辺市教育委員会は、児童生徒数の増加に対応するため施設を充実させることはもとより、すべての市立学校において特色ある教育活動を通して、将来の本市を担う子どもたちの育成に丁寧に取り組んでこられました。

しかしながら、市内では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化が進む地域も存在し、学校間の児童生徒数の偏りが顕著となっており、できるだけ早い時期に適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動や教員の指導体制に課題を抱えることが懸念される状況になってきました。

そこで、学校間の児童生徒数の偏在を解決するために、多角的な見地から検討を重ねるため、市教育委員会は、令和4年2月に、今後の児童生徒数の推移、学校施設の長寿命化に向けた取組、地域コミュニティへの配慮等を踏まえ、学校の特色を生かした、学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた効果的な対策について、本審議会に対し諮問をされました。

本審議会では、この間6回にわたり本市のまちの特徴や市立学校の過去・現在・未来のすがたについて理解を深め、その変遷や将来予測等を踏まえ、各校が抱える課題の抽出から取り組み、偏在の解消に向けた対策について審議を行ってきました。

このたび、現時点における京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について、審議の方向性を定めるとともに、現に緊急の対策が必要であると判断した市立学校への対策について、基本的な考え方をとりまとめましたので、ここに中間答申を行います。

2 現状と課題

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について検討を進めるにあたり、本審議会では、市域を3分割し、大住中学校区、培良中学校区及び田辺中学校区を検討の単位としました。

これは、本市の歴史的な背景や、市第4次総合計画においてもそれぞれの地域特性に沿ったまちづくりが進められていることを受け、同じ市においても、それぞれ違った成長を遂げている本市のすがたを理解する上で適切であると判断したためです。

大住中学校区は、京阪東ローズタウンの人口が増加していますが、比較的早くから開発されてきた松井ヶ丘、大住ヶ丘地区の人口は減少しており、田園集落の人口も減少している状況です。また、将来的に新たな大規模開発が行われる見込みが少なく、今後は全体として児童生徒数が緩やかに減少していくことが予想される地域です。大住小学校では、すでに1学年1学級運営が行われている学年も存在しており、また、大住中学校についても、今後、生徒数が減少することが予想され、偏在の解消に向けた検討を進めていく必要があります。

培良中学校区は、比較的初期に開発された府営団地や新興戸地区の人口が減少傾向にあります。また、将来的に新たな宅地開発が行われる見込みも少なく、校区全体で児童生徒数が減少していき、学校運営への影響が今後ますます大きくなることが見込まれ、偏在の解消に向けた対策を進めていく必要があります。

田辺中学校区は、民間の住宅開発が継続して実施されており、人口、世帯数とも増加している地域があります。この中で、特に同志社山手地区における人口増は当面続き、三山木小・田辺中の児童生徒数に大きな影響を与えています。

一方、普賢寺小学校では児童数の減少に伴い、現在、小規模特認校として市内全域から通学できるといった学校運営が行われていることから、校区内での偏在が最も大きい地域であり、培良中学校区同様に解消に向けた対策を進めていく必要があります。

このように、中学校区ごとの現状と課題を整理した上で、具体的な審議を開始しました。

3 審議の経過等

学校教育は、一定規模の集団で行うことが望ましいと考えられます。それは、子どもたちの成長・発達過程において、適切な集団の中で生活することが、主体性や社会性を身に付ける上で非常に重要であるからです。このことは、学校教育法施行規則において、小学校で12学級以上18学級以下を標準とすると定められていることから見て取ることができます。また、中学校の学級数も小学校の規定を準用することとされており、一定規模での教育活動が期待されています。

本市では、住宅開発による人口増加に伴い、児童生徒数が増加している学校が依然として存在し、中でも三山木小学校は普通学級数が30学級を超過しています。一方、大住地域や普賢寺地域では人口が減少している地域があり、これに伴い児童数も減少し、1学年1学級で運営している学校も存在しています。

このように、学校間の偏在が顕在化してきており、適正な学校規模に向けた取組を進めることは極めて重要であると認識に至りました。

しかし、小規模校では「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい」といったメリットがある一方で、大規模校は「集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい」といったメリットも存在していることから、現在における児童生徒数の多寡という側面だけを捉え議論をするのではなく、学校の地域における役割、今後の児童生徒数の推移、学校施設の規模や老朽化による修繕の必要性等も踏まえながら、総合的に判断し、児童生徒にとってよりよい教育環境はどうあるべきかについての議論を行い、その上で偏在の解消に向けた対策を審議していくこととしました。

こうした考え方をもとに、小学校及び中学校の創立から今日に至るまでの軌跡は、多種多様であり、創立150周年を迎え地域コミュニティにおいて重要な役割を果たしてきた学校や昭和40、50年代の市内住宅開発に伴う人口急増に対処するため、新たに創立された学校があることから、まずその状況をしっかりと把握する必要がありました。

特に、多くの小学校では、地域コミュニティにおいて重要な役割を担っており、地域の運動会等交流行事が盛んに行われている、また、地域防災拠点として位置付けられている学校も存在していることから、偏在の解消を検討するにあたり地域と切り離して進めることは難しく、中長期的に丁寧に審議を進める必要があると判断しました。

一方、中学校に関しては、地域との関わりは当然存在するものの、創立の経緯から、小学校と比較すれば緩やかであり、偏在の解消に向けた、短期的に効果が期待できる対策についても一定検討する余地があるのではないかという意見があり、また、発達段階の異なる小学生と中学生に向けた対策を同時に議論することとはせず、小学校及び中学校に対しては、異なった視点で審議を進めるのが適切であるとの認識に至りました。

このほか、今後の児童生徒数の推移、学校施設の規模等から各学校が抱える問題の緊急性についても調査を行うこととしました。

これらの審議を踏まえ、小・中学校が培ってきたそれぞれの特色を尊重し、さらなる特色化についても触れ、校区選択制度の導入、新たな学校の設置、校区の適正化等についての意見交換等を行い、さらに、義務教育課程における子どもたちの健やかな成長を見越した小中一貫教育の導入についての議論も交えながら、まず、今後の審議の方向性を以下のとおりとしました。

4 審議の方向性

- (1) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策については、学校の特色化を進めながら、学校選択制、校区の適正化、小中一貫教育の導入など様々な制度のうち、京田辺市が導入するにあたって最も望ましい制度を慎重に検討するものとする。
- (2) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向け、市立学校が抱える課題を、短期的に解決すべきもの、中長期的に検討すべきものに整理する。
- (3) 短期的に解決すべき課題は、優先的に市教育委員会に対し答申する。
- (4) 中長期的に検討すべき課題は、短期的に解決すべき課題について答申を行った後、各学校の特色や規模、通学距離、地域コミュニティなどに配慮しつつ、偏在の解消に向けた対策を継続して審議する。

5 短期的に解決すべき課題とその方向性について

6回の審議で議論を進めた結果、市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けて短期的に解決すべき課題は、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少であるという結論に至り、その解決に向けた対策を中間答申とし

て次のとおりとりまとめました。

(1) 田辺中学校への対策について

田辺中学校については、今後も生徒数が増加することが見込まれるため、生徒数の増加に応じた教職員の配置に努める必要があります。特に、個々の教職員に過度の負担がかからないようにするため、新たな教職員の配置も含めそのサポート体制を充実する必要があります。また、科目によっては習熟度に応じたクラス編成を行う等指導形態を工夫することで、学力・体力の低下を招くことがないよう、学校と市教育委員会が密に連携をとることを期待します。

このほか、必要に応じ、学校施設等に対し豊富な知識を有する専門家の協力も得ながら、生徒数に応じた普通教室・特別教室の整備や設備の確保に向けた計画的な対応を期待します。

また、生徒数の増加に伴い、自転車通学の生徒数も増加することが予想されます。台数に応じた駐輪場を確保するため、改修等対応を行うとともに、通学時の安全を確保するため、警察等関係機関と連携し、交通安全に向けた取組を継続し、時差通学等現在実施している対策についても、よりよいものとなるよう常に見直しを行っていく姿勢で取り組むことが重要です。

なお、学級数の増加による体育授業や運動部の活動といった教育活動については、できるだけ支障が生じないようにするため、同校近隣の施設の利用についても十分検討し、特に、市の施設を積極的に活用していくことを望みます。

(2) 培良中学校への対策について

培良中学校については、今後も生徒数が減少していくことが見込まれることから、生徒数の減少を少しでも緩和できるよう、同校に学校選択制度を導入することを提案します。

学校選択制度については、いわゆる自由選択等複数の手法が存在します。一般的に、導入を検討する際は対象となる学校の状況、通学路上の危険箇所の有無の確認、また、公共交通機関を利用した通学の可能性についても整理を行う等、計画性をもって対応することが求められますので、同校に導入するにあたっては、十分検討を行い、最も適切な手法が採択されることを期待します。また、制度の周知については、十分な期間を設定し、多くの機会を通じ、広く児童・生徒・保護者に知ってもらえるように努めることを併せて期待します。

なお、学校選択制度を導入し、校区を越えて選択される学校となるためには、同校に特色を付与し、多くの児童・生徒・保護者に魅力を感じ、興味を持ってもらうことが非常に重要となります。

特色化を議論するにあたっては、同校の教育目標に沿いながら、生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという視点と、生徒がお互いを理解しながら共に学ぶという視点を大切にする必要があります。

具体的な取組については、今後、学校と教育委員会、そして市が互いに連携を取りながら効果的に進められることを期待しますが、本審議会として、その基本的な考え方を以下のとおりお示しします。

令和3年1月に中央教育審議会から示された「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、ICTの効果的活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を両輪として進め、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導、学習活動、機会の充実を図る必要があるとされています。

培良中学校の特色化を進めるにあたっては、これらを参考にICTを効果的に活用し、少人数指導のより一層の充実を行うとともに、職場体験等を通じた協働的な活動に取り組み、また、専門家による支援も交えながら個の可能性を最大限引き出せるような取組を実施されることを期待します。

また、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請は日々高まっています。このため、外国語、理系科目等の習熟は次代を切り拓く子どもたちにとって非常に重要なものとなり、特に力を注ぐ分野であると考えます。

このほか、他の市立中学校と部活動に関して差別化を行うことも有効ではと考えます。外部の指導者や地域の資源を有効活用しながら、既存クラブの強化、あるいは他校にはないクラブの創設等についても検討を行い、生徒・保護者にとって魅力的なものとなることを期待します。

さらに、同校に関し、上記取組と併行して学校施設及び設備の整備を進めることで、相乗効果が得られるものと考えますので、市と十分協議を行い、計画的に進めて行くことを期待します。

最後に、培良中学校における特色化を検討するにあたっては、同校教職員と調整を行い、理解を得ながら進めていく必要があり、教職員に一方的

に負担を課すような制度設計とならないよう強く要望します。

上記対策については、緊急性を考慮し、実施可能なものから順に取り組むことが重要となります。

また、培良中学校の特色化を進めていくにあたって、まずコンセプトを明確にし、多くの人を惹きつける魅力的なことばで表現することで、大きな効果が得られるものと考えますので、これらの点についても十分に配慮してください。

6 むすびに

この中間答申は、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策を本審議会において審議する過程で、短期的に解決すべき課題として整理したものに向けた対策について言及しており、教育委員会においては、早急に対策を講じることを期待します。

なお、今回の中間答申において言及している、田辺中学校及び培良中学校への対策は、当該校で完結するものという捉え方はせず、将来的に検証を行い、効果が認められるものについては、他の小中学校へも波及できるような制度となる必要があります。

今後、本審議会では、この中間答申の内容を踏まえながら、中長期的に検討すべき課題に対し、重点的に審議していくことを予定しており、地域とも連携を図りながら、改めて課題を精査し、本市にとって最善の対策について最終答申を行うものとしします。

議案第 53 号

京田辺市教育委員会事務事業点検・評価について

教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価について、報告書を作成したいので教育委員会の議決を求める。

令和6年12月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価を行い、その結果について報告書を作成するため提案するものである。

教育事務の点検・評価(案)

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、京田辺市教育委員会が所管する主要な事務事業について、点検・評価を行い、その結果を公表することによって、効率的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすことを目的として実施するもの。

(2) 対象年度

令和5年度

(3) 対象事業

27事業

所管※		
こども・学校サポート室(3)	学校教育における国際理解教育事業	教育相談事業
	教育支援教室(旧適応指導教室)充実事業	
学校教育課(10)	学校施設長寿命化改良事業	小学校運営事業
	小学校健康管理事業	情報教育推進事業
	小学校就学支援事業	コミュニティ・スクール推進事業
	通学路等安全対策事業	中学校運営事業
	中学校健康管理事業	中学校就学支援事業
学校給食課(2)	中学校給食施設整備事業	地産地消を推進する小学校給食運営事業
社会教育課(9)	人権教育推進事業	留守家庭児童会運営事業
	青少年健全育成事業	家庭教育推進事業
	生涯学習推進・支援事業	中央公民館の講座等開設事業
	社会教育関係団体等支援事業	図書館管理運営事業
	分館公民館維持管理事業	
輝くこども未来室(3)	就学前教育・保育充実事業	市立幼稚園運営事業
	幼稚園健康管理事業	

※所管名は令和5年度時点のもの

(4) 点検・評価の方法

京田辺市の行政評価システムを活用し、以下のとおり点検・評価を行った。

① 1次評価(事業評価)

各事務事業の実施状況に係る評価を行った。

達成度	事業数
A 目標を達成している (達成率100%以上)	16
B 概ね目標を達成している (達成率80%以上)	8
C 目標を達成していない (達成率80%未満)	3

② 2次評価(事業の方向性)

1次評価の結果を踏まえ、今後の事業の方向性に係る評価を行った。

事業の方向性	事業数
A. 拡充	6
B. 維持	20
C. 縮小	0
D. 休廃止	0
E. 統合	0
F. 完了	1

事務事業名	人権教育推進事業			No	1		
				所管部課	社会教育課		
事業概要	人権に関する学習活動、人権に関する講演会であるハートフルフェスタの開催、各幼稚園の園児、小・中学校の児童生徒が作成した人権に関する作品展の開催						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	1		6	1			
	【安全・安心】		人権尊重・男女共同参画	人権教育・啓発の推進			
総合計画・基本構想・基本方向	性別や障がいのあるなし、国籍などにとらわれず、お互いの人権を認め合い、多様性を受け入れながら、だれもが平和に安心して暮らせるまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・人権意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて人権の大切さを学ぶ人権教育・啓発を推進します。また、新たに生じている様々な人権問題に対応する施策を推進します。 ・人権侵害をはじめとする様々な相談に、迅速に対応ができるよう、人権擁護体制を充実します。						
事業実績	○人権に関する学習活動 ・全ての市民が人権感覚を磨き、人権問題解決の実践力を身につけることを目的として、市民、職員を対象に「ハートフルフェスタ」を開催した。合わせて、幼稚園児、小中学生の人権に関する作品を中央図書館において6日間展示した。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	社会教育費	社会教育総務費	社会教育活動費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	155						
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
ハートフルフェスタの開催回数	回	1	1	100.0%	年1回開催する。		
作品展の出品数	点	350	446	127.4%	過去の実績と同水準の出品数を目指す。		
1次評価	達成度		選択理由				
	A 目標を達成している（達成率100%以上）		第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画に沿って人権教育・啓発事業に取り組み、人権意識の高揚を図ることができた。				
2次評価	事業の方向性		選択理由				
	B. 維持		第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画に沿って、引き続き人権教育・啓発事業に取り組む必要がある。				

事務事業名		留守家庭児童会運営事業		No	2			
				所管部課	社会教育課			
事業概要		学校の放課後に就労などで、家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るため、留守家庭児童会を運営						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト			
	4		1	2				
	【文化・教育】		子ども・子育て	子どもが健やかに育つ環境づくり				
総合計画・基本構想・基本方向		子どもが生まれる前から子育てに寄り添い、仕事との両立を支援し、地域全体で子育てを支えるなど、安心して子どもを生み育てられ、すべての子どもが健やかに成長するまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針		・子育て世代包括支援センターの機能向上や、気軽に地域子育て支援拠点施設を利用できる仕組みづくり、ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の増員をはじめ、地域全体で子育てを支えながら、妊娠、出産、育児に対する切れ目のない支援を推進します。 ・各種保育サービスの充実や、子育て支援医療費助成、児童虐待未然防止など、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。						
事業実績		○留守家庭児童会の開設(対象1～6年生) ・留守家庭児童会を、平日の放課後から午後6時30分まで開設した。 ・夏休みなど長期学校休業中においては、平日午前8時から午後6時30分まで開設し、田辺東で受け入れを行った。 ○民間事業者(Sola(空)・みんなのき俱樂部)による2学級に対し、運営補助を行った。 ○留守家庭児童会開設数等10児童会31学級在籍児童数：1,044人(令和5年5月1日現在)						
予算費目	会計	款	項	目	大事業			
	一般会計	教育費	社会教育費	留守家庭児童会育成事業費	留守家庭児童会育成費			
事業費	決算額(千円)		決算額内訳(千円)					
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
	51,120		15,711	15,336		15,337		4,736
事業の成果								
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方			
児童会数	箇所	10	10	100.0%	現在の児童会数をもとに安定的に、児童の受入れ体制を確保する。			
1次評価	達成度		選択理由					
	A 目標を達成している(達成率100%以上)		入会希望が増加する中で、民間留守家庭児童会への運営補助等の支援を行い、児童の受入れ体制を確保した。					
2次評価	事業の方向性		選択理由					
	A. 拡充		京田辺市子ども子育て支援事業計画に基づき、重要事業として継続していく。更なるニーズに対応するため、施設整備及び民間委託を進める。					

事務事業名	学校施設長寿命化改良事業		No	3			
			所管部課	学校教育課			
事業概要	学校施設長寿命化計画に基づき、建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な活動が可能な環境づくりを進め、施設の長寿命化と管理運営の効率化を図るなど、適切なマネジメントを推進						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		2	2			
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	就学前教育・保育施設の整備			
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園や民間保育園などの整備を進めるとともに、幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施します。 ・子どもを取り巻く環境や人口動向などを踏まえた教育体制の充実や学校施設の長寿命化を進めるとともに、中学校給食について、早期実現を目指します。						
事業実績	○学校施設長寿命化改修の実施 ・田辺小学校北校舎棟長寿命化改良事業及び薪小学校体育館大規模改修を実施した。 ・長寿命化改良事業に合わせて、田辺小学校北校舎棟普通教室の黒板をホワイトボードへ更新した。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	小学校費	学校建設費	小学校長寿命化事業費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	763,512		81,303		489,300		130,000
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
長寿命化改良工事実施校舎数	棟	2	2	100.0%	学校施設長寿命化計画に基づき、R4以降目標値を設定し、長寿命化を進める。		
1次評価	達成度		選択理由				
	A 目標を達成している（達成率100%以上）		田辺小学校北校舎棟長寿命化改良事業及び薪小学校体育館大規模改修を実施した。				
2次評価	事業の方向性		選択理由				
	A. 拡充		田辺小学校中学校舎長寿命化改良事業を行うほか、京田辺市学校施設長寿命化計画を改定する。				

事務事業名	小学校運営事業			No	4			
				所管部課	学校教育課			
事業概要	小学校教育の充実を図るため、適正な人員配置、教材整備など、小学校の管理運営を行うもの							
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト			
	4		2	3				
・【文化・教育】	就学前～小・中学校教育		知・徳・体の調和と個性を伸ばす小・中学校教育の推進					
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。							
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。 ・不登校やいじめ問題を解決するための支援体制を充実するとともに、地域と学校の連携による通学路の安全対策などを推進します。 ・子どもを取り巻く環境や人口動向などを踏まえた教育体制の充実や学校施設の長寿命化を進めるとともに、中学校給食について、早期実現を目指します。							
事業実績	○市立小学校の管理運営 ・学校へ予算配分を行い、各小学校で管理運営に要した予算の効率的な執行を実施した。 ・学校生活を送る上で特に配慮を要する児童に対して、特別支援教育支援員を配置した。							
予算費目	会計	款	項	目	大事業			
	一般会計	教育費	小学校費	学校管理費				
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）					
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
	242,019		790					241,229
事業の成果								
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方			
学校配分予算の執行率	%	95	94.6	99.6%	各小学校に配分した予算の執行率			
1次評価	達成度	選択理由						
	B 概ね目標を達成している（達成率80%以上）	各校に予算を配分し、必要な備品の整備、軽微な修繕等を適宜実施することができた。						
2次評価	事業の方向性	選択理由						
	A. 拡充	複雑多様化する学校運営に対し、更なる支援体制を整備する必要がある。						

事務事業名	小学校健康管理事業		No	5			
			所管部課	学校教育課			
事業概要	児童の健康を保持するため、内科、歯科、眼科、耳鼻科、心臓健診などの健診を実施						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		2	3			
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	知・徳・体の調和と個性を伸ばす小・中学校教育の推進			
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。						
事業実績	○児童の内科、歯科、眼科及び耳鼻科検診実施し、健康管理を行った。 小学生 検診延べ実施数 16,942回 受診率 98.1% ○児童の心臓検診を実施し、健康管理を行った。 ○就学予定者を対象に、就学時健康診断を実施した。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	小学校費	学校管理費	小学校健康管理費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	27,780						
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
小学校・健康診断受診率	%	100	98.1	98.1%	法律に照らし実施される健康診断であるため全児童の受診を目標とする。		
1次評価	達成度	選択理由					
	B 概ね目標を達成している（達成率80%以上）	健康診断について、学校での受診勧奨に努めるとともに、当日の欠席児童が他の小学校で受診できるよう複数の健診日程を調整した。					
2次評価	事業の方向性	選択理由					
	B. 維持	引き続き児童の健康管理及び適切な保健指導を行う。					

事務事業名	学校教育における国際理解教育事業			No	6
				所管部課	こども・学校サポート室
事業概要	国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国人の外国語指導助手を導入することにより、生きた外国語（英語）や外国文化・生活に触れる機会を提供し、コミュニケーション能力の向上と国際感覚を養成				
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト
	4		2	4	
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	社会の変化に対応する教育の推進	
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。				
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。				
事業実績	○外国語指導助手（ALT）の配置 ・計5名の外国語指導助手について、3名を3中学校を中心に配置し、うち1名は培良中学校の専任、1名は田辺中学校に週2日配置した。英語授業の補助、課外活動や英語検定に向けた学習等で指導を行い、語学力の向上や国際文化の理解等を深めた。また、1名が4小学校を、上記の中学校主担当及び小中兼務の4名が他の小学校を巡回し、外国語活動や外国語科等（1～6年生）の授業補助や協力を通して英語での対応力の向上や異文化への理解を深めた。 ・市内各公立幼稚園に年間3回派遣し、国際理解教育の一環として園児との交流を図った。 ・中央公民館を訪問し、幼児を対象とした英語に親しむための「えいごであそぼう」を実施、異文化への親しみを深めた。				
予算費目	会計	款	項	目	大事業
	一般会計	教育費	教育総務費	事務局費	外国青年招致事業費
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）		
			国庫支出金	府支出金	地方債
	2,764				
事業の成果					
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方
中学校への派遣日数（延べ）	日	420	511	121.7%	年間週4日×35週×3校
小学校・幼稚園への派遣日数（延べ）	日	270	329	121.9%	過去の実績（R1：275日）に照らし、同水準である小学校・幼稚園への派遣日数270日を目指す。
中央公民館・図書館への派遣日数（延べ）	日	3	3	100.0%	R4まで：これまで過去の実績（R1：33日）に照らし、目標設定した。 R5：コロナ明けの体制の中で、各校の配置に重点を置きながら、R4年度以上の実績を目指す。
1次評価	達成度	選択理由			
	A. 目標を達成している（達成率100%以上）	ALTの入れ替わりがあるが、その中で小中学校への派遣は計画通り実施することができた。さらに、より効果的な国際理解教育の推進に向け、ALT間で研修を行い資質能力の向上に努めた。			
2次評価	事業の方向性	選択理由			
	B. 維持	引き続き、コミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成のため、ALTを小中幼等に派遣する。			

事務事業名	情報教育推進事業			No	7		
				所管部課	学校教育課		
事業概要	学校のICT環境を整備し活用を進め、より効果的な授業を実現し、子どもたちが情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成。また、増加し複雑化する小・中学校の校務の情報化を推進						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		2	4			
【文化・教育】	就学前～小・中学校教育		社会の変化に対応する教育の推進				
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。						
事業実績	○情報教育の推進 ・京田辺市立小・中学校仮想化サーバ等機器更新として、教育系の情報通信ネットワーク機器等の更新を行った。 ・故障タブレットの修理・再設定や年度更新対応を行った。 ・デジタルシチズンシップ研修（情報モラル）を行った。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	教育総務費	情報教育推進費	情報教育推進費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	127,565		3,150				
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
児童・生徒用端末保有数	台	7,420	7,420	100.0%	京田辺市学校ICT整備計画に基づき児童・生徒用端末を整備する。		
情報教育研修参加教職員数	人	110	74	67.3%	過去の実績に照らし、同水準の参加教職員延べ人数110人を目指す。		
1次評価	達成度	選択理由					
	B 概ね目標を達成している（達成率80%以上）	授業でのタブレット端末の使用は定着し、全ての授業で利用されている。情報教育研修対象者（初任者教諭や本市で初めて勤務する教員）が年々減少していることにより、参加教職員数が減少したが、悉皆研修として実施した。					
2次評価	事業の方向性	選択理由					
	B. 維持	GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利活用及び情報教育環境の整備を進める。					

事務事業名	教育相談事業			N6	8	
				所管部課	こども・学校サポート室	
事業概要	臨床心理士やスクールカウンセラーの配置による教育相談活動の充実					
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト	
	4	/	2	5		
【文化・教育】	就学前～小・中学校教育		教育支援の充実と地域と学校の連携推進			
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。					
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。 ・不登校やいじめ問題を解決するための支援体制を充実するとともに、地域と学校の連携による通学路の安全対策などを推進します。					
事業実績	○教育相談回数136回（市費スクールカウンセラー：相談回数31回、相談者延べ人数159人 府費スクールカウンセラー：相談回数105回、相談者延べ人数701人）					
予算費目	会計	款	項	目	大事業	
	一般会計	教育費	教育総務費	事務局費	学校教育支援費	
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）			
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担
	3,278					3,278
事業の成果						
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方	
教育相談実施回数	回	77	136	176.6%	過去の実績（H30：77回）に照らし、同水準である年間77回を目指す。	
1次評価	達成度	選択理由				
	A. 目標を達成している（達成率100%以上）	教育相談のニーズが年々増加する中で、京都府のスクールカウンセラー等活用事業を有効に活用し、多くの教育相談に対応することができた。				
2次評価	事業の方向性	選択理由				
	A. 拡充	児童生徒や保護者からの要望が増加しており、不登校防止や学校への適応等児童生徒の心のケアの必要性が更に高まっている。教育支援センターと連携し、さらに不登校未然防止に努める必要がある。				

事務事業名		教育支援教室（旧適応指導教室）充実事業		No	9		
				所管部課	こども・学校サポート室		
事業概要		不登校児童生徒の適応指導を進める教育支援教室（旧適応指導教室）の機能の充実					
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		2	5			
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	教育支援の充実と地域と学校の連携推進			
総合計画・基本構想・基本方向		確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。					
まちづくりプラン・基本方針		・豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。 ・不登校やいじめ問題を解決するための支援体制を充実するとともに、地域と学校の連携による通学路の安全対策などを推進します。					
事業実績		○教育支援センターにおける通室児童生徒への支援 ・年間開室日数202日、通室延べ人数1307人 ・長期休業中の開室日数19日、通室延べ人数32人 ・通室児童生徒への適切な支援を行うため、公認心理師による専門的な助言を受けた。 ○教育支援センターにおける教育相談事業：教育相談延べ人数116人					
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	教育総務費	事務局費	学校教育支援費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	21,180		890				20,290
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
開室日数	日	191	202	105.8%	過去の実績（H30：191日）に照らし、同水準の191日の開室を目指す。		
1次評価	達成度	選択理由					
	A 目標を達成している（達成率100%以上）	令和5年8月より教育支援センターを開所し、不登校児童生徒の居場所として、社会的自立を目指し、体験活動や学習などに取り組むことができた。また、よりよい支援に繋げるため、専門のカウンセラーによる教育相談を行った。					
2次評価	事業の方向性	選択理由					
	A. 拡充	教育支援センターの開所に伴い、不登校の未然防止に努めるため、センターを拠点とした機能拡充を進める。					

事務事業名	小学校就学支援事業			No	10			
				所管部課	学校教育課			
事業概要	経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に就学援助事業（学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの支給）を実施							
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト			
	4		2	5				
・【文化・教育】	就学前～小・中学校教育		教育支援の充実と地域と学校の連携推進					
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。							
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。							
事業実績	○就学援助（要保護児童数 11 人・準要保護児童数 620 人） ・就学困難な児童に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の支給によって就学を援助し、児童の学習意欲の向上及び保護者の負担軽減を図った。新入学学用品費については、3月初旬に支給を行った。							
予算費目	会計	款	項	目	大事業			
	一般会計	教育費	小学校費	教育振興費	要準要保護児童援助費			
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）					
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
	45,770		46					45,724
事業の成果								
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方			
適正な就学援助費対象者への支給	%	100	100	100.0%	対象者への支給を適正に実施する。			
1次評価	達成度	選択理由						
	A. 目標を達成している（達成率100%以上）	学校を通じて制度を周知するとともに、申請に基づいて経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し遅滞なく就学援助を行い、負担軽減と教育の機会均等に寄与した。						
2次評価	事業の方向性	選択理由						
	B. 維持	引き続き、就学援助費を適正に支給する。						

事務事業名	コミュニティ・スクール推進事業		No	11			
			所管部課	学校教育課			
事業概要	普賢寺小学校で小規模特認校制度による市内全域からの入学を受け入れるとともに、学校運営協議会の設置により、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進め児童生徒を健全育成						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		2	5			
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	教育支援の充実と地域と学校の連携推進			
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。 ・不登校やいじめ問題を解決するための支援体制を充実するとともに、地域と学校の連携による通学路の安全対策などを推進します。 ・子どもを取り巻く環境や人口動向などを踏まえた教育体制の充実や学校施設の長寿命化を進めるとともに、中学校給食について、早期実現を目指します。						
事業実績	○学校運営協議会（愛称：なのはな委員会）の開催 ・学校運営協議会を2回開催し、学校経営方針などについて協議した。 ○小規模特認校制度 ・PRパンフレットの作成や学校説明会の開催などによって、小規模特認校制度をお知らせし、校区外から4名の児童が転入学した。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	教育総務費	事務局費	事務局運営費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	149						
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
学校運営協議会開催数	回	3	2	66.7%	過去の実績に照らし、同水準である年3回開催を維持する。		
ふるさと体験学習開催回数	回	2	2	100.0%	過去の実績に照らし、同水準である年2回開催を維持する。		
1次評価	達成度	選択理由					
	B 概ね目標を達成している（達成率80%以上）	学校運営協議会として、地域との連携により田んぼの学校（5年生）や総合的な学習「ふるさと普賢寺」（6年生）などを実施した。					
2次評価	事業の方向性	選択理由					
	B. 維持	引き続き、小規模特認校制度による児童の受け入れと学校運営協議会を中心とした「地域とともにある学校づくり」を進める。					

事務事業名	通学路等安全対策事業			No	12	
				所管部課	学校教育課	
事業概要	地域と学校、行政が協力し、児童が安全に安心して通学できるように、通学路の通学方法や危険箇所の把握と改善対策を実施するとともに、児童に対する防犯対策を推進					
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト	
	4		2	5	0	
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	教育支援の充実と地域と学校の連携推進	I-4	
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。					
まちづくりプラン・基本方針	・不登校やいじめ問題を解決するための支援体制を充実するとともに、地域と学校の連携による通学路の安全対策などを推進します。					
事業実績	○通学路安全推進会議の開催（2回） ○通学路安全点検踏査事業実施（1回） ○安全対策必要箇所 2箇所追加 ○平成24年度～令和5年度実施状況（完了137箇所・実施中8箇所・未定3箇所） OPTA通学路安全要望について対応					
予算費目	会計	款	項	目	大事業	
	一般会計	教育費	教育総務費	事務局費	学校教育支援費	
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）			
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担
	114		76			
事業の成果						
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方	
通学安全推進会議の開催	回	2	2	100.0%	過去の実績に照らし、同水準である年2回の開催を目指す	
安全対策実施箇所数	回	9	10	111.1%	対策予定計画と実施状況	
1次評価	達成度	選択理由				
	A. 目標を達成している（達成率100%以上）	通学安全推進会議の定期開催に加え、通学路安全踏査を実施した。				
2次評価	事業の方向性	選択理由				
	B. 維持	通学路を取り巻く環境変化への対応のため、引き続き事業実施が必要である。				

事務事業名		中学校給食施設整備事業		No	13					
				所管部課	学校給食課					
事業概要		中学校完全給食の早期実現と、ゆとりを持った給食時間のなかで、地産地消などによる京田辺らしい食育を実現するため、施設整備と運営手法について、最も効率的、効果的な方法を検討し、受入中学校への搬入路、学校給食施設及び受入設備などを整備								
総合計画体系		章	節	分野	施策	重点プロジェクト				
		4		2	6	0				
【文化・教育】		就学前～小・中学校教育		学校施設の長寿命化と学校給食の充実		1-3				
総合計画・基本構想・基本方向		確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。								
まちづくりプラン・基本方針		・豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。 ・子どもを取り巻く環境や人口動向などを踏まえた教育体制の充実や学校施設の長寿命化を進めるとともに、中学校給食について、早期実現を目指します。								
事業実績		○京田辺市学校給食センターを新築。 ○田辺・大住・培良中学校配膳室及び培良中学校E V棟を新築。								
予算費目		会計	款	項	目	大事業				
		一般会計	教育費	中学校費	学校建設費	中学校給食施設整備事業費				
事業費		決算額（千円）			決算額内訳（千円）					
		3,017,447			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
					221,855	313	1,981,900		360,000	453,379
事業の成果										
指標		単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方				
学校給食センター等新築工事		%	100	100	100.0%	中学校給食施設の整備を進める。				
1次評価	達成度		選択理由							
	A 目標を達成している （達成率100%以上）		京田辺市学校給食センター及び各中学校における給食受入施設である配膳室等を整備した。							
2次評価	事業の方向性		選択理由							
	F. 完了		事業完了のため。							

事務事業名	地産地消を推進する小学校給食運営事業			No	14	
				所管部課	学校給食課	
事業概要	市立小学校の給食施設の適正な維持管理を行い、安全・安心で快適な食育環境の確保を図り、児童が安心できる学校給食を提供。地元産農産物を利用し地産地消を推進					
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト	
	4		2	6		
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	学校施設の長寿命化と学校給食の充実		
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。					
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。					
事業実績	○市立小学校での学校給食 ○児童に安全で栄養バランスのとれた給食を提供した(1日約4,700食・年間給食実施回数186回) ○「まるごときょうとの日」の実施(9月・12月) ○地産地消給食の実施 ○お茶給食の実施(年10回) ○学校給食調理業務の民間委託(8校) ・民間委託校のうち契約更新業務(松井ヶ丘小、草内小) ・直営校を民間委託化(薪小)					
予算費目	会計	款	項	目	大事業	
	一般会計	教育費	小学校費	学校管理費	学校給食費	
事業費	決算額(千円)		決算額内訳(千円)			
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担
	237,264		14,729	6,197		
事業の成果						
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方	
まるごときょうとの日実施回数	回	2	2	100.0%	前年度実績(2回)に照らし、同水準である年2回を目指す。	
お茶給食	回	10	10	100.0%	毎月食育の日献立でお茶給食を実施(6月、8月を除く)。	
1次評価	達成度	選択理由				
	A 目標を達成している(達成率100%以上)	「まるごときょうとの日」や「お茶給食」などの地元農産物を活用した給食献立の策定に加え、物価高騰による学校給食費への影響が懸念される中、交付金を活用して、これまでどおりの栄養バランスのとれた給食の提供を行った。				
2次評価	事業の方向性	選択理由				
	B. 維持	地元産食材を活用した給食の推進に努めるとともに、小学校給食調理業務の民間委託による安定した給食供給体制を維持する。				

事務事業名	青少年健全育成事業			No	15		
				所管部課	社会教育課		
事業概要	地域・学校パートナーシップ事業、放課後子ども教室事業（放課後子どもプラン）、二十歳のつといなどの実施						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		4	1			
	【文化・教育】		社会教育	青少年の健全育成			
総合計画・基本構想・基本方向	市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・次代を担う青少年が、様々な立場の人々との交流を通じて社会への理解を深めることができるよう、社会貢献や社会参加に関わる機会の創出に努めます。また、家庭、地域、学校、事業者、行政などが連携して、悩みや相談に対応できる体制を整備するなど、青少年が明るく健全に育つ環境づくりを推進します。						
事業実績	○地域・学校パートナーシップ事業 ・地域に根ざした歴史、文化、自然、産業、スポーツなどを中心にした体験学習で子どもの自主性、創造性、協調性、責任感を育み、地域の世代間交流を目的とした「地域・学校パートナーシップ事業」を開催した。 ○放課後子ども教室事業 ・児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと、地域の方々との世代間交流をねらいとし、市内9小学校で開催した。 ○二十歳のつとい ・式典と二十歳のスタッフが企画・進行をした二十歳のつといを開催した。 ・新たに成人になる18歳を対象に成人メッセージを送付した。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	社会教育費	社会教育総務費	社会教育活動費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	4,189			589			
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
地域・学校パートナーシップ事業開催回数	回	27	31	114.8%	各小学校（9校）で3回開催する。		
放課後子ども教室事業開催回数	回	9	9	100.0%	各小学校区（9校）で開催する		
1次評価	達成度		選択理由				
	A 目標を達成している （達成率100%以上）		新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり、コロナ禍前の開催水準に戻すことができた。				
2次評価	事業の方向性		選択理由				
	B. 維持		引き続き、家庭、地域、学校、事業者、行政などの連携により、こどもの学びや成長を支える環境づくりを推進する。				

事務事業名	家庭教育推進事業			No	16			
				所管部課	社会教育課			
事業概要	地域子育てセミナー、子育て理解講座、地域子育て井戸端会議を実施							
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト			
	4		4	1				
	・【文化・教育】		社会教育	青少年の健全育成				
総合計画・基本構想・基本方向	市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもちて学び続けるまちを目指します。							
まちづくりプラン・基本方針	・次代を担う青少年が、様々な立場の人々との交流を通じて社会への理解を深めることができるよう、社会貢献や社会参加に関わる機会の創出に努めます。また、家庭、地域、学校、事業者、行政などが連携して、悩みや相談に対応できる体制を整備するなど、青少年が明るく健全に育つ環境づくりを推進します。							
事業実績	○地域子育てセミナー ・小学校区において家庭の教育力の向上と保護者の交流を目指し「地域子育てセミナー」を開催した。 ○子育て理解講座 ・中学生を対象に、命の大切さや子どもを育てる親の気持ちを理解できるように、「子育て理解講座」を実施した。 ○地域子育て井戸端会議 ・市立幼稚園（市立認定こども園含む）において、家庭の教育力の向上と保護者の交流を目指し、「地域子育て井戸端会議」を実施した。							
予算費目	会計	款	項	目	大事業			
	一般会計	教育費	社会教育費	社会教育総務費	社会教育活動費			
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）					
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
	212							212
事業の成果								
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方			
地域子育てセミナー開催回数	回	9	3	33.3%	全小学校（9校）での年1回の開催を目指す。			
子育て理解講座開催回数	回	3	3	100.0%	全中学校（3校）での年1回の開催を目指す。			
地域子育て井戸端会議開催回数	回	8	7	87.5%	全幼稚園（市立認定こども園含む）（8園）での年1回の開催を目指す。			
1次評価	達成度	選択理由						
	C 目標を達成していない（達成率80%未満）	事業計画時期に新型コロナウイルス感染症の影響が残り、実施を見送った小学校が多かった。						
2次評価	事業の方向性	選択理由						
	B. 維持	引き続き、家庭教育の重要性とその役割について、子育て世代を中心に理解を深める事業に取り組む必要がある。						

事務事業名		生涯学習推進・支援事業		No	17				
				所管部課	社会教育課				
事業概要		生涯学習社会の実現を目指すため、子どもの居場所づくり事業、人材バンクの派遣登録、ヒューマンカレッジの実施など、学習環境の総合的な整備、充実及び心豊かな社会をつくる自発的な学習活動を推進							
総合計画体系		章	節	分野	施策	重点プロジェクト			
		4		4	2				
		【文化・教育】		社会教育	生涯学習の機会の充実・活動支援・人材育成				
総合計画・基本構想・基本方向		市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。							
まちづくりプラン・基本方針		・市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習の充実に向け、学習機会の充実や市民や団体による活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、拠点機能の充実を図ります。							
事業実績		○子どもの居場所づくり事業 ・地域の分館公民館等を利用し、「子どもの居場所づくり」事業を実施している区・自治会に対して活動支援を行った。 ○生涯学習推進と情報提供 ・「生涯学習だより」を年6回発行し、全戸配布した。 ・人材バンク登録者の派遣を行った。 ○京たなべ・同志社ヒューマンカレッジの開催 ・同志社大学と連携した公開講座「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」を開催した。							
予算費目		会計	款	項	目	大事業			
		一般会計	教育費	社会教育費	社会教育総務費	生涯学習推進費			
事業費		決算額（千円）		決算額内訳（千円）					
				国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
		4,227						109	4,118
事業の成果									
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方				
ヒューマンカレッジ開催回数	回	5	5	100.0%	時事的な内容を含めた講演を、必要回数を実施する。				
子どもの居場所づくり開設自治会数	箇所	15	8	53.3%	過去の実績（R1：15件）に照らし、同水準である15箇所の実施を目指す。				
1次評価	達成度	選択理由							
	C 目標を達成していない（達成率80%未満）	子どもの居場所づくり事業については、依然としてコロナ禍前の水準に戻らず、開設箇所数が少なかった。							
2次評価	事業の方向性	選択理由							
	B. 維持	第3次京田辺市生涯学習推進基本計画に沿って、引き続き多様なニーズに合わせた学習機会づくりを推進するとともに、子どもの居場所づくり事業の在り方について見直しを行う。							

事務事業名	中央公民館の講座等開設事業			No	18		
				所管部課	社会教育課		
事業概要	市民ニーズに即した講座や教室の開設及びサークル活動の活性化の担い手となる人材育成のための講座を開設						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		4	2			
	【文化・教育】		社会教育	生涯学習の機会の充実・活動支援・人材育成			
総合計画・基本構想・基本方向	市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習の充実に向け、学習機会の充実や市民や団体による活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、拠点機能の充実を図ります。						
事業実績	○市民ニーズに対応した講座や事業の実施 ・中央公民館において、各種講座・教室を開催し、延べ1,805人が参加した。(20講座154回) ※日本語教室、いきいきチャレンジ教室を含む。 ・住民センターにおいて、各種講座・教室を開催した。 北部：延べ955人参加(11講座78回) 中部：延べ670人参加(16講座57回)						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	社会教育費	公民館費	講座開設費		
事業費	決算額(千円)		決算額内訳(千円)				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	2,839			140		119	
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
講座開催回数	回	141	154	109.2%	全ての講座・教室の延べ開催数を目標値として設定。		
1次評価	達成度	選択理由					
	A 目標を達成している (達成率100%以上)	多様なニーズに合わせた講座・教室を開催し、市民の生涯学習を支援した。					
2次評価	事業の方向性	選択理由					
	B. 維持	生涯学習の機会を設けるとともに市民や団体の活動を支援するため、市民ニーズの把握に努め、近年の社会状況の変化を踏まえたテーマに沿い、新規講座や中央市民大学など各種講座を開催する。					

事務事業名		社会教育関係団体等支援事業		No	19			
				所管部課	社会教育課			
事業概要		地域活動の活性化を図る上で重要な役割を果たしている社会教育関係団体について、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるよう育成と支援を実施						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト			
	4		4	2				
	【文化・教育】		社会教育	生涯学習の機会の充実・活動支援・人材育成				
総合計画・基本構想・基本方向		市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針		・市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習の充実に向け、学習機会の充実や市民や団体による活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、拠点機能の充実を図ります。						
事業実績		○社会教育関係団体の育成と支援 ・社会教育関係団体の学習活動や地域活動に対して補助金を交付し、生涯学習の促進を図るとともに、各団体が主体的に活動できるよう指導や援助を行った。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業			
	一般会計	教育費	社会教育費	社会教育総務費	団体活動育成費			
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）					
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
	1,659							1,659
事業の成果								
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方			
補助金交付団体数	団体	8	7	87.5%	年間8団体の補助を目指す。			
1次評価	達成度	選択理由						
	B 概ね目標を達成している（達成率80%以上）	申請のあったすべての団体に補助金を交付できた。						
2次評価	事業の方向性	選択理由						
	B. 維持	地域活動の活性化を図る上で重要な役割を果たしている社会教育関係団体について、引き続き補助を行う。						

事務事業名			図書館管理運営事業		No	20				
					所管部課	社会教育課				
事業概要			中央図書館、分室及び移動図書館の運営を行い、図書館資料を収集、整理、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資する事業を実施							
総合計画体系			章	節	分野	施策	重点プロジェクト			
			4		4	2				
			【文化・教育】			社会教育	生涯学習の機会の充実・活動支援・人材育成			
総合計画・基本構想・基本方向			市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。							
まちづくりプラン・基本方針			・市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習の充実に向け、学習機会の充実や市民や団体による活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、拠点機能の充実を図ります。							
事業実績			○施設設備等の改修 ・空調設備の劣化箇所を計画的に更新するとともに、事務室等誘導灯のLED化及び高圧受電設備の改修を行った。 ○図書館活動 ・図書にの充実を努め、図書10,967冊、視聴覚237点を購入。蔵書数は371,872冊(図書359,659冊、視聴覚12,213点)となった。 ・年間貸出数延べ784,575冊、貸出者延べ138,949人。 ・移動図書館は22箇所と洛南寮、留守家庭児童会10箇所を巡回。 ・資料宅配115回、郵送貸出144冊を行い、点字図書26タイトルを受入れ、1,102冊を貸出した。 ・講座を開催。(文学講座3回29人、絵本読み聞かせ入門講座5回43人、映画会24回345人参加) ・テーマ展示(平和図書展等計2回)を開催した。また、福袋を作成・貸出(2回)を行い、資料の有効活用を図った。 ・市民を対象にした本のリサイクルコーナーの常設と共に、教育関係施設への提供を行い、資料の再利用を図った。 ・おはなし会を再開し、子どもを対象にした映画会(1回)を行った。							
予算費目			会計	款	項	目	大事業			
			一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	図書館活動費			
事業費			決算額(千円)		決算額内訳(千円)					
					国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
			76,205				600	96		75,509
事業の成果										
指標		単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方				
図書購入冊数		冊	12,000	11,204	93.4%	購入費予算18,885千円 平均単価1,570円として12,000冊(点)購入(視聴覚含む)				
移動図書館(かなび号)の運営		箇所	33	33	100.0%	33箇所以上を維持する。				
講座の開催回数		回	39	37	94.9%	各種教養講座(8回)映画会(24回)子ども映画会(3回)書庫公開DAY(4回)を開催				
1次評価	達成度		選択理由							
	B 概ね目標を達成している(達成率80%以上)		おはなし会や映画会といった子ども向けの行事を再開し、参加募集人数を増やした。また、フリーWi-Fiを設置し、施設の利便性を高めた。							
2次評価	事業の方向性		選択理由							
	B. 維持		約3年続いた新型コロナウイルス感染症が、5類感染症へ移行し、中止していた行事の再開や制限していた募集人数を増やすなど、利用促進を図る必要がある。							

事務事業名	分館公民館維持管理事業			No	21		
				所管部課	社会教育課		
事業概要	分館公民館の新築、改築、増築、改造、敷地の造成工事及び外溝工事を行う場合、市の負担基準に基づき負担金を交付。市民にとって安全・快適な環境づくり及び地域活動拠点を充実						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		4	3			
	【文化・教育】		社会教育	生涯学習拠点機能の充実			
総合計画・基本構想・基本方向	市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。（再掲6-1-4 市民、事業者、大学、区・自治会、NPO、各種団体等と行政が市民生活やまちづくりに関わる情報を共有し、連携を深めることで、それぞれの役割と責任を果たしながら、参画と協働によるまちづくりを進めます。「まちづくりは人づくり」を基本に、だれもが郷土愛をもって、まちづくりの主體的な担い手となり、人と人のつながりを育みながら、お互いに支え合うまちを目指します。）						
まちづくりプラン・基本方針	・市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習の充実に向け、学習機会の充実や市民や団体による活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、拠点機能の充実を図ります。（・市民活動団体やコミュニティ組織などが持続して発展するための活動拠点の充実を進めます。）						
事業実績	○分館公民館の新築や補修等に伴う負担金等 ・花住坂公民館(誘導灯LED化) ・健康ヶ丘公民館(外部塗装工事) ・天王公民館(エアコン更新) ・江津公民館(階段手摺取付け工事・外壁塗装他) ・岡村公民館(消防設備点検不備改修工事) ・山手東公民館(雨漏り防水工事) ・同志社山手北公民館(ガラス修繕工事) ・新田辺西住宅公民館の敷地分筆に係る測量等委託料 ただし、江津公民館は、工事を2回実施。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	社会教育費	公民館費	地区公民館整備費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	6,593						一般財源 6,593
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
負担金の支給件数	件	9	9	100.0%	過去5年の平均より算出		
1次評価	達成度	選択理由					
	A 目標を達成している (達成率100%以上)	分館公民館として、必要な維持管理について支援することができた。					
2次評価	事業の方向性	選択理由					
	B. 維持	地域の市民活動拠点として、必要な維持管理については引き続き支援を実施していく必要がある。					

事務事業名		中学校運営事業		No	22	
				所管部課	学校教育課	
事業概要		学校教育の充実を図るため、適正な人員配置、教材整備など、中学校の管理運営を行うもの				
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト	
	4		2	3		
	・【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	知・徳・体の調和と個性を伸ばす小・中学校教育の推進	・	
総合計画・基本構想・基本方向		確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。				
まちづくりプラン・基本方針		・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。 ・不登校やいじめ問題を解決するための支援体制を充実するとともに、地域と学校の連携による通学路の安全対策などを推進します。 ・子どもを取り巻く環境や人口動向などを踏まえた教育体制の充実や学校施設の長寿命化を進めるとともに、中学校給食について、早期実現を目指します。				
事業実績		○市立中学校の管理運営 ・学校へ予算配分を行い、各中学校で管理運営に要した予算の効率的な執行を実施した。 ・学校生活を送る上で特に配慮を要する生徒に対して、特別支援教育支援員を配置した。				
予算費目		会計	款	項	目	大事業
		一般会計	教育費	中学校費	学校管理費	
事業費		決算額（千円）		決算額内訳（千円）		
				国庫支出金	府支出金	地方債
				受益者負担	その他	一般財源
		101,349		171		101,178
事業の成果						
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方	
学校配分予算の執行率	%	95	91.9	96.7%	各中学校に配分した予算の執行率	
1次評価	達成度	選択理由				
	B 概ね目標を達成している（達成率80%以上）	各校に予算を配分し、必要な備品の整備、軽微な修繕等を適宜実施することができた。				
2次評価	事業の方向性	選択理由				
	A. 拡充	複雑多様化する学校運営に対し、更なる支援体制を整備する必要がある。				

事務事業名	中学校健康管理事業		No	23			
			所管部課	学校教育課			
事業概要	生徒の健康を保持するため、内科、歯科、眼科、耳鼻科、心臓健診などの健診を実施						
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト		
	4		2	3			
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	知・徳・体の調和と個性を伸ばす小・中学校教育の推進			
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。						
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。						
事業実績	○生徒の内科、歯科、眼科及び耳鼻科検診実施し、健康管理を行った。 中学生 検診延べ実施数 7,405回 受診率 97.3% ○生徒の心臓検診を実施し、健康管理を行った。						
予算費目	会計	款	項	目	大事業		
	一般会計	教育費	中学校費	学校管理費	中学校健康管理費		
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）				
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他
	11,284						
事業の成果							
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方		
中学校・健康診断受診率	%	100	97.3	97.3%	法律に照らし実施される健康診断であるため全生徒の受診を目標とする。		
1次評価	達成度	選択理由					
	B 概ね目標を達成している（達成率80%以上）	健康診断について、学校での受診勧奨に努めるとともに、当日の欠席生徒が他の中学校で受診できるよう複数の健診日程を調整した。					
2次評価	事業の方向性	選択理由					
	B. 維持	引き続き生徒の健康管理及び適切な保健指導を行う。					

事務事業名	中学校就学支援事業			No	24	
				所管部課	学校教育課	
事業概要	経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に就学援助事業（学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの支給）を実施					
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト	
	4		2	5		
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	教育支援の充実と地域と学校の連携推進		
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。					
まちづくりプラン・基本方針	・豊かな人間性を持ち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。					
事業実績	○就学援助（要保護生徒数 11人・準要保護生徒数 293人） ・就学困難な生徒に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の支給によって就学を援助し、生徒の学習意欲の向上及び保護者の負担軽減を図った。新入学学用品費については、3月初旬に支給を行った。					
予算費目	会計	款	項	目	大事業	
	一般会計	教育費	中学校費	教育振興費	要準要保護生徒援助費	
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）			
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担
	24,890		119			
事業の成果						
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方	
適正な就学援助費対象者への支給率	%	100	100	100.0%	対象者への支給率100%を目指す。	
1次評価	達成度	選択理由				
	A 目標を達成している（達成率100%以上）	学校を通じて制度を周知するとともに、申請に基づいて経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し遅滞なく就学援助を行い、負担軽減と教育の機会均等に寄与した。				
2次評価	事業の方向性	選択理由				
	B. 維持	引き続き、就学援助費を適正に支給する。				

事務事業名	就学前教育・保育充実事業			No	25	
				所管部課	輝くこども未来室	
事業概要	就学前の子どもに小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供するため、幼小接続カリキュラムなど市独自のカリキュラムの展開と充実を図るとともに、就学前教育・保育施設の教員、保育士などを対象とした合同研修会を開催					
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト	
	4		2	1		
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	子どもの健やかな成長を育む質の高い就学前教育・保育の推進		
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。					
まちづくりプラン・基本方針	・幼児の豊かな情操や個性を伸ばし、社会性を育むとともに、小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供します。 ・地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園や民間保育園などの整備を進めるとともに、幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施します。 ・豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。					
事業実績	○教育・保育カリキュラムの進行管理 大住こども園の開園に向け策定した教育・保育カリキュラムをより深化するべく、関係者間で継続した会議を行った。 ○幼保合同研修会の開催 同志社女子大学の協力のもと、市内全ての幼児教育・保育施設の保育士等を対象とした幼保合同研修会を開催した。 第1回：10月27日 受研者35名 第2回：11月7日 受研者43名					
予算費目	会計	款	項	目	大事業	
	一般会計	民生費	児童福祉費	児童館費	児童発達支援事業費	
事業費	決算額（千円）		決算額内訳（千円）			
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担
	66					
事業の成果						
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方	
合同研修会受研者の満足度	%	100	100	100.0%	受研者の満足度100%を目指す。	
合同研修会参加施設数	園	20	20	100.0%	市内にある全就学前・教育保育施設（認可外を含む）の参加を目指す。	
1次評価	達成度	選択理由				
	A 目標を達成している （達成率100%以上）	研修会について、全就学前・教育保育施設が参加した。				
2次評価	事業の方向性	選択理由				
	B. 維持	参加する側の事情等を考慮し、当面同程度の実施を維持する。				

事務事業名		市立幼稚園運営事業		No	26					
				所管部課	輝くこども未来室					
事業概要		市立幼稚園における幼児教育の充実、園児が安全、快適に過ごせる環境の確保を目指すとともに、預かり保育事業や保護者ニーズに対応した幼稚園サービスの向上、小学校との連携強化を推進								
総合計画体系		章	節	分野	施策	重点プロジェクト				
		4		2	1					
【文化・教育】		就学前～小・中学校教育		子どもの健やかな成長を育む質の高い就学前教育・保育の推進						
総合計画・基本構想・基本方向		確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。								
まちづくりプラン・基本方針		・幼児の豊かな情操や個性を伸ばし、社会性を育むとともに、小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供します。 ・地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園や民間保育園などの整備を進めるとともに、幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施します。 ・豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。								
事業実績		○市立幼稚園教育（7園） ・在園児351人（令和5年5月現在）に幼稚園教育を提供した。 ○預かり保育の実施 ・市立幼稚園全園で預かり保育を実施し、保護者の負担軽減を行った。 ○保護者負担額の軽減事業の実施 ・保護者が実費負担している市立幼稚園の教材費（月額700円）について、公費負担とし保護者の経済的負担軽減を図った。								
予算費目		会計	款	項	目	大事業				
		一般会計	教育費	幼稚園費	幼稚園管理費	幼稚園管理運営費				
事業費		決算額（千円）			決算額内訳（千円）					
					国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担	その他	一般財源
		44,288			4,127	4,127		2,229		33,805
事業の成果										
指標		単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方				
預かり保育利用者数		人	31,000	23,391	75.5%	R1年度実績と同水準を維持する				
1次評価	達成度		選択理由							
	C 目標を達成していない（達成率80%未満）		日常生活がほぼコロナ禍前に戻ったものの、依然として利用控えの影響があると考えられるとともに、園児数が年々減少していることから利用人数が減少した。							
2次評価	事業の方向性		選択理由							
	B. 維持		保護者ニーズに沿った職員体制を維持する。							

事務事業名	幼稚園健康管理事業			No	27	
				所管部課	輝くこども未来室	
事業概要	幼児の健康を保持するため、内科、歯科、眼科、耳鼻科健診などの健診を実施					
総合計画体系	章	節	分野	施策	重点プロジェクト	
	4		2	1		
	【文化・教育】		就学前～小・中学校教育	子どもの健やかな成長を育む質の高い就学前教育・保育の推進		
総合計画・基本構想・基本方向	確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。					
まちづくりプラン・基本方針	・ 幼児の豊かな情操や個性を伸ばし、社会性を育むとともに、小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供します。 ・ 豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。					
事業実績	○園児の健康管理 ・ 園医等による内科、歯科、眼科(視力検査含む)、耳鼻科検診等により園児の健康管理を行った。					
予算費目	会計	款	項	目	大事業	
	一般会計	教育費	幼稚園費	幼稚園管理費	幼稚園健康管理費	
事業費	決算額(千円)		決算額内訳(千円)			
			国庫支出金	府支出金	地方債	受益者負担
	6,794					6,794
事業の成果						
指標	単位	目標	実績	達成率	指標設定の考え方	
健康診断受診率	%	100	100	100.0%	全園児の受診を目標とする。	
1次評価	達成度	選択理由				
	A 目標を達成している(達成率100%以上)	全園児が受診した。				
2次評価	事業の方向性	選択理由				
	B. 維持	引き続き事業を実施し、園児の健康管理に努めていく。				

京田辺市教育委員会事務事業点検・評価に対する意見

1 はじめに

令和5年度に京田辺市教育委員会が所管する主要な事務事業について、令和6年3月に新たに策定された京田辺市教育振興基本計画に掲げられた8つの基本施策（市長が管理・執行する「文化・スポーツの振興」に関する施策を除く。）に分類した上で、各事業の自己評価や施策に関する目標指標を基に意見を述べる。

2 基本施策および各事業について

2-1 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進

全国学力・学習状況における平均正答率の割合から、本市の児童生徒が高い学力を有していることがうかがえる。しかし、「授業の内容はよくわかりますか」の質問項目について、国語においては小学校・中学校ともに肯定的に回答した児童生徒の割合が府の平均を下回っている現状がある。また「将来の夢や目標を持っていますか」の質問項目についても、中学校において府の平均を下回っていることが気になる点である。変化の激しい時代においては、確かな学力と学び続ける力を育んでいくことが特に重要である。現状についての分析を進めるとともに、保護者アンケートで求められている「学ぶ楽しさや喜びを通して学習意欲を高める」授業や、主体的・対話的で深い学びの実現について、毎年対策を講じられていることと思うが、今後も継続して授業改善に取り組んでいく必要がある。

【関連する評価対象事業】

2.5 就学前教育・保育充実事業

満足度の高い研修が行われていることは評価したい。幼小接続の重要性から、小学校教員の参加や合同研修についても検討していただきたい。

2-2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

質問紙調査の結果から、本市では自己肯定感などが育まれている児童生徒が多いことがうかがえる。全国的には、いじめや不登校の件数が過去最多になるなど、子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、不安や悩みを抱える児童生徒が増えている状況にある。本市でも「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問項目について、中学校において肯定的に回答した生徒の割合が府の平均を下回っており、また児童生徒アンケートでも、「学校に行き

づらいと思ったことはありますか」に「ある」または「どちらかと言えばある」と答えた児童生徒の割合が31%となっている。主な取組に記されている「自発的・自治的な活動の場の設定」など、安心安全で魅力ある学校づくりに引き続き取り組んでいただきたい。

2-3 たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

新体力テストの結果から、小学校女子と中学校男子・女子において高い運動能力を有していることが分かる。中学校では「運動やスポーツをすることは好きですか」に肯定的に回答した生徒の割合が高く、都市化が進み運動環境に恵まれないうちでも、体育授業や部活動の充実に努力されていることがうかがえる。社会の変化に伴い健康安全教育のニーズはより高まってきており、一層の充実に期待したい。

【関連する評価対象事業】

13 中学校給食施設整備事業

14 地産地消を推進する小学校給食運営事業

令和6年度から、中学校給食が開始された。健康の保持増進や食育の充実に寄与することを期待したい。また物価高騰の影響にもかかわらず、児童生徒が楽しみにしている「まるごときょうとの日」や「お茶給食」の事業が継続されていることを評価したい。

2-4 社会の変化に対応する教育の推進

本市はICT環境整備やALTの配置・派遣に長らく力を入れており、質問紙調査の外国への関心やICT機器の活用で肯定的な回答が高い割合となっている。Society 5.0 社会の到来や広い国際感覚が求められる社会の中で、これらの教育の推進は一層重要となっている。外国語やICT機器に慣れる段階から、どう使っていくかという段階へ、授業改善による児童生徒の資質能力の向上に期待したい。

【関連する評価対象事業】

6 学校教育における国際理解教育事業

7 情報教育推進事業

情報教育研修については、初任者や転任者を対象とした情報モラル研修だけでなく、「個別最適な学びと協働的な学び」を実現させる、授業の中での効果的な活用についての研修も推進していただきたい。

2-5 教職員の資質能力と学校の教育力の向上

不登校については全国で34万人（令和5年度）を超え、本市でも増加の傾向

は止まらない状況が続いている。本市においては、いち早く教育支援センターの体制が強化されたことをまず評価したい。今後の学校との連携による児童生徒や家庭への支援を大いに期待する。また不登校の問題は、「学校のあり方について問うている」とも言われている。学習者中心の授業の創造や子ども主体の学校づくりなど、新しい時代の教育への転換が求められており、教職員の資質能力の向上は喫緊の課題である。施策に対する目標指標の現状値が分からないので評価することができないが、教育委員会の指導や支援のもと、働き方改革の推進とともに研究や研修が活性化されることを期待したい。

【関連する評価対象事業】

- 3 学校施設長寿命化改良事業
- 4 小学校運営事業
- 5 小学校健康管理事業
- 8 教育相談事業
- 9 教育支援教室（旧適応指導教室）充実事業
- 10 小学校就学支援事業
- 11 コミュニティ・スクール推進事業
- 12 通学路等安全対策事業
- 22 中学校運営事業
- 23 中学校健康管理事業
- 24 中学校就学支援事業
- 26 市立幼稚園運営事業
- 27 幼稚園健康管理事業

教育支援センターの開所や体制強化により、開室日数や相談件数が増えたことは大いに評価できる。不登校の未然防止に向け、不登校児童生徒支援システム構築事業の指定校とともに先導的な役割を發揮することを期待する。また健康診断事業については、多様な学びの場の確保が進められている中、フリースクール等に通う児童生徒であっても、健康診断につなぐ方策を検討していただきたい。

本市では児童生徒の偏在の解消に向け、令和5年度に京田辺市学校教育審議会で検討を進められ、令和6年度より培良中学校において学校選択制度が開始された。普賢寺小学校の小規模特認校制度やコミュニティ・スクールに続いて、多くの児童生徒・保護者に求められる特色ある学校教育が展開されることを期待したい。

2-6 生涯学習社会の実現

これまで引き継がれてきた地域の行事が途絶えてしまうなど、新型コロナウ

イルスは人や地域のつながりに大きな影響を与えた。この影響が長引けば長引くほど、つながりを回復することは困難となる。本市においては市民が交流する機会が少しずつ復活しており、引き続きの努力をお願いしたい。生涯学習をこれまで担ってきた方の高齢化や、高齢者の雇用確保による人材不足は本市だけの問題ではない。各事業の充実と人材の育成、団体への支援を一体的に進め、市民が学びを通し幸せや生きがいを実感できる社会の実現を引き続き目指していただきたい。

【関連する評価対象事業】

- 17 生涯学習推進・支援事業
- 18 中央公民館の講座等開設事業
- 20 図書館管理運営事業
- 21 分館公民館維持管理事業

講座等開設事業については開催回数が伸びており評価したい。ただし現代的課題に関する学習機会の充実が課題となっているので、内容については検討・発展を期待したい。

図書館運営については、図書単価が高騰する中であっても蔵書数が伸びていることを評価したい。ただし、貸出の状況が多く館で減少しているため、対策を講じる必要がある。

2-7 人権教育の推進

人権教育の重要性については言うまでもない。事業については、長年継続して行われており、作品展への出品点数が伸びてきていることは評価したい。しかし、それにより人権意識が高揚しているのか、児童生徒や市民に対する人権意識の評価方法について検討する必要がある。

【関連する評価対象事業】

- 1 人権教育推進事業

2-8 家庭・地域社会の教育力の向上

「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合は低い状況にある。人口が増加し、都市化がますます進む本市にあって、人と人、人と地域とのつながりづくりは大きな課題であろう。今後の地域学校協働活動の展開に期待したい。

【関連する評価対象事業】

- 2 留守家庭児童会運営事業
- 15 青少年健全育成事業
- 16 家庭教育推進事業

19 社会教育関係団体等支援事業

留守家庭児童会については、共働き家庭が増える中、ニーズは高まる一方である。そういった動向を踏まえ拡充する方向であることは妥当であると言える。学校と合わせて長時間過ごす場所なので、安心して心身を休ませ、のびのびと過ごせる場所となるよう環境面での充実もお願いしたい。

放課後子ども教室や家庭教育支援事業については、事業の推進者や実施母体となる各 PTA の状況が変化してきていることを踏まえ、ニーズに基づきその在り方について検討する時期に来ているのではないかと考える。

3 おわりに

令和6年3月に京田辺市教育振興基本計画が新たに策定された。この計画は京田辺市総合計画と整合を図るとともに、教育を取り巻く現状と京田辺市のこれまでの取組、アンケートを踏まえた京田辺市の教育の現状と課題の分析を経て作られている。

教育の在り方が問われ、授業や学校が大きく変わろうとする中、この京田辺市教育振興基本計画は確かな羅針盤として進むべき方向を示している。この計画に沿って、事業の見直しや推進を図り、目標指標に沿って成果を検証し、教育行政の改革改善を強く進めてほしいと願う。

余分な意見となるが、令和5年度は、今年度（令和6年度）スタートした中学校給食や培良中学校の学校選択制度が議論され着実に準備された年である。そのような大事業が報告書では見えてこないことが残念である。次年度以降においては、予算に関わらず、教育行政が何に力を入れ、どのような成果があり何に課題が残ったのかが見えるような報告を期待したい。

令和6年11月29日

京都教育大学大学院連合教職実践研究科

教授 小長谷 直樹

議案第 5 4 号

京田辺市教育委員会後援要綱の一部改正について

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市 D X 推進計画の取組における後援申請のオンライン化に向けて、申請様式等について京田辺市後援規程との整合を図るほか、所要の改正を行うため提案するものである。

京田辺市教育委員会後援要綱の一部改正について

1 改正概要

令和7年3月より、京田辺市DX推進計画の取組である、「後援申請のオンライン化」を行う。この取組にあたり、申請者の利便性のため、オンライン上の申請フォームの統一化をはかる目的で、現在、京田辺市教育委員会後援規程と京田辺市後援規程で異なっている申請様式等を合わせるほか、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・教育委員会後援承認申請書及び教育委員会後援承認決定通知書の様式を変更する。
- ・教育委員会が後援申請を承認しない場合の通知様式を定める。
- ・申請者が事業の変更がある場合の変更手続及び様式を定める。
- ・教育委員会が後援承認を取り消す場合の手続及び通知様式を定める。
- ・承認の申請期限（事業開始15日前）、実施報告期限（事業終了後30日以内）を定める。

※ 様式変更の周知については、令和7年1月頃より、市ホームページ掲載や令和6年度後援団体へ周知文の送付を行う。

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市教育委員会後援要綱（平成10年京田辺市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第3条第1項中「もの」を「者」に、「京田辺市教育委員会後援承認申込書（別記様式第1号）を」を「事業を実施する日の15日前までに、京田辺市教育委員会後援承認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて」に改め、同条第2項中「承認をするときは、」を「規定による申請があった場合、後援を承認するときは」に改め、「により」の次に「、後援を承認しないときは京田辺市教育委員会後援不承認通知書（別記様式第3号）により」を加える。

第7条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「もの」を「者」に、「が終了したときは、速やかに事業実施報告書（別記様式第3号）」を「の終了後30日以内に京田辺市教育委員会後援事業実施報告書（別記様式第6号）」に改め、同条を第7条とする。

第5条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項の規定により後援の承認を取り消すときは、京田辺市教育委員会後援取消決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（事業の変更の届出）

第5条 第3条の規定により承認を受けた者が当該承認を受けた事業の内容等を変更する場合は、速やかに京田辺市教育委員会後援事業変更届出書（別記様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

年 月 日

（あて先） 京田辺市教育委員会教育長

申請者

住 所 〒

氏 名（団 体 名）

（代表者名）

京田辺市教育委員会後援承認申請書

下記のとおり京田辺市教育委員会の後援を受けたいので承認いただきますよう申請します。

記

後 援 依 頼 事 項	名義使用 教育長賞交付 ※1		
事 業 名			
開 催 予 定 日 時			
開 催 予 定 場 所			
事 業 の 目 的			
事 業 の 内 容			
参加予定人数及び 参加対象者	人		
参加費・入場料等	有（ 円）※2・無	これまでの 後援実績	有・無 ※3
他の後援・協賛等 予定者（団体）			
連 絡 先 （電話番号・メールアドレス） 代表者でない場合は、氏名も記入すること。			

添付資料チェック表（以下の書類を提出してください。）

	必 須	☐ 開催要項、プログラム、チラシ等
※1	教育長賞交付の場合	☐ 賞状の写し又は賞状文案
※2	参加費等を徴収する場合	☐ 事業の収支予算書
※3	初めて申請する場合又は 前回の申請から3年以上 経過している場合	☐ 団体の規約 ☐ 団体の会計報告書 ☐ 団体の概要及び活動実績（別紙）

(別紙)

※初めて申請する場合又は前回の申請から3年以上経過している場合のみ提出してください。

団体の概要及び活動実績

[年 月 日現在]

団 体 名 (代表者職・氏名)	()
所 在 地	
設 立 年 月 日	
組織の概略及び沿革	
これまでの活動実績 (過去3年間の 活動実績を記入 してください。)	
その他参考事項	

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市教育委員会教育長



京田辺市教育委員会後援承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援の承認については、下記のとおり承認することに決定しましたので、京田辺市教育委員会後援要綱第3条第2項の規定により通知します。

なお、事業終了後30日以内に京田辺市教育委員会後援事業実施報告書を提出してください。

記

事業名	
開催予定日時	
事業の内容	
後援承認条件	
備考	

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市教育委員会教育長 印

京田辺市教育委員会後援不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援の承認については、下記の理由により承認しないことに決定しましたので、京田辺市教育委員会後援要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

事 業 名	
後 援 を 承 認 し な い 理 由	

別記様式第3号の次に次の3様式を加える。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

申請者

住 所 〒

氏 名（団 体 名）

（代表者名）

京田辺市教育委員会後援事業変更届出書

年 月 日付け文書番号で後援の承認を受けた事業について、
下記のとおり変更したいので、京田辺市教育委員会後援要綱第5条の規定により届け出ます。

記

事 業 名	
変 更 の 内 容	（変更前）
	（変更後）
変 更 の 理 由	

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市教育委員会教育長 印

京田辺市教育委員会後援取消決定通知書

年 月 日付け文書番号で後援を承認した事業について、下記の理由により承認を取り消しますので、京田辺市教育委員会後援要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

事 業 名	
後 援 を 取 り 消 す 理 由	

年 月 日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

申請者

住 所 〒

氏 名（団 体 名）

（代表者名）

京田辺市教育委員会後援事業実施報告書

年 月 日付け文書番号で後援の承認を受けた事業について、
下記のとおり実施したので、京田辺市教育委員会後援要綱第7条の規定により
報告します。

記

事 業 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
他の後援・ 協賛等団体	
参 加 人 数	
実 施 成 果	※教育長賞交付の場合は、受賞者名も記載してください。

添付資料チェック表（以下の書類を提出してください。）

必 須	☐ 名義を使用した印刷物等 （開催要項、プログラム、チラシ等） ☐ 当日の写真、報道資料等
参加費等を徴収した場合	☐ 事業の収支決算書

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(趣旨) 第1条 この告示は、京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援（協賛その他これに類するもの）に関し必要な事項を定めるものとする。 (後援の承認) 第3条 委員会の後援を受けようとする者は、事業を実施する日の15日前までに、京田辺市教育委員会後援承認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて教育長に提出して承認を受けなければならない。 2 教育長は、前項の規定による申請があった場合、後援を承認するときは京田辺市教育委員会後援承認通知書（別記様式第2号）により、後援を承認しないときは京田辺市教育委員会後援不承認通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。 (事業の変更の届出) 第5条 第3条の規定により承認を受けた者が当該承認を受けた事業の内容等を変更する場合は、速やかに京田辺市教育委員会後援事業変更届出書（別記様式第4号）を教育長に提出しなければならない。 (承認の取消し等) 第6条 教育長は、偽りその他不正な手段により後援の承認を受けた者に対して、後援の承認を取り消すことができる。 2 教育長は、前項の規定により後援の承認を取り消すときは、京田辺市教育委員会後援取消決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。 (報告書の提出) 第7条 後援を受けた者は、当該後援事業の終了後30日以内に京田辺市教育委員会後援事業実施報告書（別記様式第6号）にちらし、ポスター等事業の内容が把握できる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。 (委任) 第8条 この告示に定めるもののほか後援に関し必要な事項は、教育長が定める。	(趣旨) 第1条 この要綱は、京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援（協賛その他これに類するもの）に関し必要な事項を定めるものとする。 (後援の承認) 第3条 委員会の後援を受けようとするものは、京田辺市教育委員会後援承認申込書（別記様式第1号）を教育長に提出して承認を受けなければならない。 2 教育長は、前項の承認をするときは、京田辺市教育委員会後援承認通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。 (承認の取消し等) 第5条 教育長は、偽りその他不正な手段により後援の承認を受けたものに対して、後援の承認を取り消すことができる。 (報告書の提出) 第6条 後援を受けたものは、当該後援事業が終了したときは、速やかに事業実施報告書（別記様式第3号）にちらし、ポスター等事業の内容が把握できる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか後援に関し必要な事項は、教育長が定める。	字句の整理 期限の設定及び字句の整理 手続及び様式の追加並びに様式の変更 手続の追加 条の繰下げ 様式の追加 期限の設定及び様式の変更 条の繰下げ及び字句の整理

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現行	改正理由																																																											
別記 様式第1号（第3条関係） （あて先）京田辺市教育委員会教育長 申請者 住所 氏名（団体名） （代表者名） 京田辺市教育委員会後援承認申請書 下記のとおり京田辺市教育委員会の後援を受けたいので承認いただきますよう申請します。 記 <table><thead><tr><th>後援依頼事項</th><th>名義使用</th><th>教育長賞交付※1</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催予定日時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催予定場所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業の目的</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業の内容</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加予定人数及び参加対象者</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>参加費・入場料等</td><td>有（円）※2、無</td><td>これまでの後援実績 有・無※3</td></tr><tr><td>他の後援・協賛等 予定者（団体） 連絡先 （電話番号・メールアドレス） （所在地）</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 添付資料チェック表（以下の書類を提出してください。） <table><thead><tr><th>必須</th><th>須</th></tr></thead><tbody><tr><td>※1 教育長賞交付の場合</td><td>☐開催要項、プログラム、チラシ等</td></tr><tr><td>※2 参加費等を徴収する場合</td><td>☐賞状の写し又は賞状文案</td></tr><tr><td>※3 初めて申請する場合又は前回の申請から3年以上経過している場合</td><td>☐事業の収支予算書 ☐団体の規約 ☐団体の会計報告書 ☐団体の会計実績（別紙）</td></tr></tbody></table>	後援依頼事項	名義使用	教育長賞交付※1	事業名			開催予定日時			開催予定場所			事業の目的			事業の内容			参加予定人数及び参加対象者	人		参加費・入場料等	有（円）※2、無	これまでの後援実績 有・無※3	他の後援・協賛等 予定者（団体） 連絡先 （電話番号・メールアドレス） （所在地）			必須	須	※1 教育長賞交付の場合	☐ 開催要項、プログラム、チラシ等	※2 参加費等を徴収する場合	☐ 賞状の写し又は賞状文案	※3 初めて申請する場合又は前回の申請から3年以上経過している場合	☐ 事業の収支予算書 ☐ 団体の規約 ☐ 団体の会計報告書 ☐ 団体の会計実績（別紙）	別記様式第1号（第3条関係） 京田辺市教育委員会後援承認申請書 （あて先）京田辺市教育委員会教育長 申込者名 申込者住所 電話番号 年 月 日 <table><thead><tr><th>事業の名称</th><th>開催日時</th><th>開催場所</th><th>参加対象</th><th>目的</th><th>プログラムの等</th><th>参加費の要否（円）・不要</th><th>その他特記事項</th><th>他の主催者・後援者</th><th>後援名義の使用の方法</th><th>京田辺市教育委員会の後援実績の有無</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（有の場合は後援年月と事業名を記入）</td><td></td></tr></tbody></table> 次のとおり京田辺市教育委員会の後援の承認を受けたいので申し込めます。 ※申込者名が団体の場合は、団体概要を添付してください。	事業の名称	開催日時	開催場所	参加対象	目的	プログラムの等	参加費の要否（円）・不要	その他特記事項	他の主催者・後援者	後援名義の使用の方法	京田辺市教育委員会の後援実績の有無	備考											（有の場合は後援年月と事業名を記入）		様式の変更
後援依頼事項	名義使用	教育長賞交付※1																																																											
事業名																																																													
開催予定日時																																																													
開催予定場所																																																													
事業の目的																																																													
事業の内容																																																													
参加予定人数及び参加対象者	人																																																												
参加費・入場料等	有（円）※2、無	これまでの後援実績 有・無※3																																																											
他の後援・協賛等 予定者（団体） 連絡先 （電話番号・メールアドレス） （所在地）																																																													
必須	須																																																												
※1 教育長賞交付の場合	☐ 開催要項、プログラム、チラシ等																																																												
※2 参加費等を徴収する場合	☐ 賞状の写し又は賞状文案																																																												
※3 初めて申請する場合又は前回の申請から3年以上経過している場合	☐ 事業の収支予算書 ☐ 団体の規約 ☐ 団体の会計報告書 ☐ 団体の会計実績（別紙）																																																												
事業の名称	開催日時	開催場所	参加対象	目的	プログラムの等	参加費の要否（円）・不要	その他特記事項	他の主催者・後援者	後援名義の使用の方法	京田辺市教育委員会の後援実績の有無	備考																																																		
										（有の場合は後援年月と事業名を記入）																																																			

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示(案)新旧対照表

[illegible]

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																				
様式第2号（第3条関係） 文 書 番 号 年 月 日 様 京田辺市教育委員会教育長 印 京田辺市教育委員会後援承認通知書 年 月 日付けで申請のありました後援の承認については、下記のとおり承認することにより決定しましたので、京田辺市教育委員会後援要綱第3条第2項の規定により通知します。 なお、事業終了後30日以内に京田辺市後援事業実施報告書を提出してください。 記 <table><tr><td>事 業 名</td><td></td></tr><tr><td>開催予定日時</td><td></td></tr><tr><td>事業の内容</td><td></td></tr><tr><td>後援承認条件</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></table>	事 業 名		開催予定日時		事業の内容		後援承認条件		備 考		様式第2号(第3条関係) 文 書 番 号 年 月 日 様 京田辺市教育委員会後援承認通知書 京田辺市教育委員会教育長 印 年 月 日付けで申込のあった下記の事業に対する京田辺市教育委員会 の後援については、承認します。 記 <table><tr><td>事 業 の 名 称</td><td></td></tr><tr><td>開 催 期 日 等</td><td></td></tr><tr><td>開 催 場 所</td><td></td></tr><tr><td>条 件 等</td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></table>	事 業 の 名 称		開 催 期 日 等		開 催 場 所		条 件 等		備 考		様式の変更
事 業 名																						
開催予定日時																						
事業の内容																						
後援承認条件																						
備 考																						
事 業 の 名 称																						
開 催 期 日 等																						
開 催 場 所																						
条 件 等																						
備 考																						

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案		現 行		改正理由													
様式第3号（第3条関係） 文 書 番 号 年 月 日 様 京田辺市教育委員会教育長 印 京田辺市教育委員会後援不承認通知書 年 月 日 付けで申請のありました後援の承認については、下記の理由により承認しないことに決定しましたので、京田辺市教育委員会後援要綱第3条第2項の規定により通知します。 記 <table><tr><td>事 業 名</td><td></td></tr><tr><td>後 援 を 承 認 し な い 理 由</td><td></td></tr></table>		事 業 名		後 援 を 承 認 し な い 理 由		様式第3号(第16条関係) 年 月 日 事 業 実 施 報 告 書 (あて先)京田辺市教育委員会教育長 団 体 名 代 表 者 名 年 月 日 付けで京田辺市教育委員会の後援を受けた事業の実施結果について、下記のとおり報告します。 記 <table><tr><td>事 業 名</td><td></td></tr><tr><td>開 催 期 日 等</td><td></td></tr><tr><td>開 催 場 所</td><td></td></tr><tr><td>参 加 人 員</td><td></td></tr></table> 添付書類 ちらし ポスター その他事業内容を記載した資料			事 業 名		開 催 期 日 等		開 催 場 所		参 加 人 員		様式の変更
事 業 名																	
後 援 を 承 認 し な い 理 由																	
事 業 名																	
開 催 期 日 等																	
開 催 場 所																	
参 加 人 員																	

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由
様式第4号（第5条関係） 年 月 日 (あて先) 京田辺市教育委員会教育長 申請者 住 所 氏 名 (団 体 名) (代表者名) 京田辺市教育委員会後援事業変更届出書 年 月 日 付け文書番号で後援の承認を受けた事業について、 下記のとおり変更したいので、京田辺市教育委員会後援要綱第5条の規定により届け出ます。 記			様式の追加

事 業 名	
変 更 の 内 容	(変更前)
	(変更後)
変 更 の 理 由	

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由				
様式第5号（第6条関係） 文 書 番 号 年 月 日 様 京田辺市教育委員会教育長  京田辺市教育委員会後援取消決定通知書 年 月 日付け文書番号で後援を承認した事業について、下記の理由により承認を取り消しますので、京田辺市教育委員会後援要綱第6条第2項の規定により通知します。 記 <table><tr><td>事 業 名</td><td></td></tr><tr><td>後 援 を 取 り 消 す 理 由</td><td></td></tr></table>		事 業 名		後 援 を 取 り 消 す 理 由			様式の追加
事 業 名							
後 援 を 取 り 消 す 理 由							

京田辺市教育委員会後援要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																
様式第 6 号（第 7 条関係） 年 月 日 （あて先）京田辺市教育委員会教育長 申請者 住 所 〒 氏 名（団 体 名） （代表者名） 京田辺市教育委員会後援事業実施報告書 年 月 日付け文書番号で後援の承認を受けた事業について、 下記のとおり実施したので、京田辺市教育委員会後援要綱第 7 条の規定により 報告します。 記 <table><tr><td>事 業 名</td><td></td></tr><tr><td>開 催 日 時</td><td></td></tr><tr><td>開 催 場 所</td><td></td></tr><tr><td>他の後援・ 協賛等団体</td><td></td></tr><tr><td>参 加 人 数</td><td></td></tr><tr><td>実 施 成 果</td><td>※教育長賞交付の場合は、受賞者名も記載してください。</td></tr></table> 添付資料チェック表（以下の書類を提出してください。） <table><tr><td>必 須</td><td>☐名簿を使用した印刷物等 （開催要項、プログラム、チラシ等） ☐当日の写真、報道資料等</td></tr><tr><td>参加費等を徴収した場合</td><td>☐事業の収支決算書</td></tr></table>	事 業 名		開 催 日 時		開 催 場 所		他の後援・ 協賛等団体		参 加 人 数		実 施 成 果	※教育長賞交付の場合は、受賞者名も記載してください。	必 須	☐ 名簿を使用した印刷物等 （開催要項、プログラム、チラシ等） ☐ 当日の写真、報道資料等	参加費等を徴収した場合	☐ 事業の収支決算書		様式の追加
事 業 名																		
開 催 日 時																		
開 催 場 所																		
他の後援・ 協賛等団体																		
参 加 人 数																		
実 施 成 果	※教育長賞交付の場合は、受賞者名も記載してください。																	
必 須	☐ 名簿を使用した印刷物等 （開催要項、プログラム、チラシ等） ☐ 当日の写真、報道資料等																	
参加費等を徴収した場合	☐ 事業の収支決算書																	

○京田辺市教育委員会後援要綱

平成10年10月1日

教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援（協賛その他これに類するもの）に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援の対象事業)

第2条 教育、学術、芸術、文化又はスポーツ（以下「教育等」という。）の振興に寄与する事業は、委員会の後援を受けることができる。

(後援の承認)

第3条 委員会の後援を受けようとするものは、京田辺市教育委員会後援承認申込書（別記様式第1号）を教育長に提出して承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をするときは、京田辺市教育委員会後援承認通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(承認の制限)

第4条 教育長は、次のいずれかに該当する事業については、後援をしない。

- (1) 教育等の振興に著しい効果があると認められない事業
- (2) 一般市民が参加できない事業
- (3) 営利を主たる目的とする団体の行う事業又は営利を主たる目的とする事業
- (4) 政治団体の行う事業又は政治上の目的をもって行われる事業
- (5) 宗教団体の行う事業又は宗教上の目的をもって行われる事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が後援をすることが適当でないと認められる事業

(承認の取消し等)

第5条 教育長は、偽りその他不正な手段により後援の承認を受けたものに対して、後援の承認を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第6条 後援を受けたものは、当該後援事業が終了したときは、速やかに事業実施報告書（別記様式第3号）にちらし、ポスター等事業の内容が把握でき

る資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか後援に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示には、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

京田辺市教育委員会後援承認申込書

年 月 日

(あて先)京田辺市教育委員会教育長

申込者名
申込者住所 〒
電話番号

次のとおり京田辺市教育委員会の後援の承認を受けたいので申し込みます。

事業の名称		
事業の概要	開催日時	
	開催場所	
	参加対象	
	目的	
	プログラム等	
	参加費の要	要(円) ・ 不要
	その他特記事項	
	他の主催者・後援者	
後援名義の使用方法		
京田辺市教育委員会の後援実績の有無	有 無	(有の場合は後援年月と事業名を記入)
備考		

※申込者名が団体の場合は、団体概要を添付してください。

団体概要

[年 月 日現在]

(フリガナ) 団 体 名		代表者職・氏名	
所 在 地		電 話 番 号 F A X 番 号	
団 体 設 立 年 月	年 月 法 人 設 立 年 月	年 月 (主務官庁名)	
組 織	役 職 員	団 体 構 成 員 及 び 加 入 条 件 等	
活 動 範 疇			
目 的			

公演・展示等 実 績	団体が自 ら主催し た公演・ 展示等の 事業	年(年度)	年(年度)	年(年度)
〔最近3年間に ついて記入し てください。〕				
団体の収支状況	総 収 入	千円	千円	千円
	総 支 出	千円	千円	千円
	当期損益	千円	千円	千円
	各種補助 金・助成 金等の受 領実績	千円	千円	千円
〔最近3年間に ついて記入し てください。〕				
担 当 者 氏 名			時 間 外 通 話 先	
			TEL・FAX	

※ 定款又は規約等を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

文 書 番 号
年 月 日

京田辺市教育委員会後援承認通知書

様

京田辺市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申込のあった下記の事業に対する京田辺市教育委員会
の後援については、承認します。

記

事 業 の 名 称	
開 催 期 日 等	
開 催 場 所	
条 件 等	
備 考	

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

事業実施報告書

(あて先)京田辺市教育委員会教育長

団体名
代表者名

年 月 日付で京田辺市教育委員会の後援を受けた事業の実施結果について、下記のとおり報告します。

記

事業名	
開催期日等	
開催場所	
参加人員	

添付書類

ちらし

ポスター

その他事業内容を記載した資料

別記様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第6条関係）

平成20年12月25日

告示第177号

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市以外の団体が主催する行事（以下「事業」という。）に対し、「京田辺市」の名義の使用（京田辺市長賞の交付を含む。）をもって後援をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認等の基準)

第2条 市長は、次の各号に該当するものについて、後援を承認するものとする。ただし、市長が不適当と認めるものについては、この限りでない。

(1) 事業が次のいずれにも該当するものであること。

ア 市民の福祉、教育、文化又は経済の発展等に寄与し、広く市民が参加することができる事業

イ 営利を主たる目的としない事業

ウ 政治活動又は宗教活動を目的としない事業

エ 公序良俗に反しない事業又はそのおそれがない事業

オ 市内で開催される事業。ただし、当該事業が、市内の団体が主催する事業、国若しくは京都府が共催し、若しくは後援する事業又は市の施策を推進する事業であるときは、この限りでない。

(2) 事業を主催する団体が次のいずれかに該当するものであること。

ア 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体

イ 公益的法人その他これに準ずる団体。ただし、政治活動又は宗教活動を行う団体を除く。

ウ 市民の福祉、教育、文化若しくは経済の発展等に寄与する活動を行っている団体であって、規約、会計、活動内容及び活動実績が明確な団体

(承認の申請)

第3条 後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を実施する日の15日前までに、京田辺市後援承認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(後援の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請内容を審査し、後援を承認すると決定したときは京田辺市後援承認通知書（別記様式第2号）により、後援を承認しないと決定したときは京田辺市後援不承認通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更の届出)

第5条 前条の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）が当該承認を受けた事業の内容等を変更する場合は、速やかに京田辺市後援事業変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(後援の取消し)

第6条 市長は、後援を承認した事業について、虚偽の申請又は事業の内容等に著しい変更があった場合その他市長が不適当と認める事由が生じた場合は、後援の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により後援の承認を取り消すときは、京田辺市後援取消決定通知書（別記様式第5号）により事業者に通知するものとする。

(事業実施報告)

第7条 事業者は、事業終了後30日以内に、京田辺市後援事業実施報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(後援に関する事務の処理)

第8条 後援に関する事務は、申請者が実施しようとする事業と最も関係の深い所属で処理をし、後援担当課長の合議を経なければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年9月7日告示第125号）

この告示は、平成23年9月7日から施行する。

附 則（令和4年6月15日告示第176号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別記
様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先） 京田辺市長

申請者
住 所 〒
氏 名（団 体 名）
（代表者名）

京田辺市後援承認申請書

下記のとおり京田辺市の後援を受けたいので承認いただきますよう申請します。

記

後 援 依 頼 事 項	名義使用 市長賞交付 ※1		
事 業 名			
開 催 予 定 日 時			
開 催 予 定 場 所			
事 業 の 目 的			
事 業 の 内 容			
参加予定人数及び 参加対象者	人		
参加費・入場料等	有（ 円）※2・無	これまでの 後 援 実 績	有・無 ※4
他の後援・協賛等 予定者（団体）			
連 絡 先 （電話番号・メールアドレス） 必要であれば、氏名も記入すること。			

添付資料チェック表（以下の書類を提出してください。）

	必 須	☐ 開催要項、プログラム、チラシ等
※1	市長賞交付の場合	☐ 賞状の写し又は賞状文案
※2	参加費等を徴収する場合	☐ 事業の収支予算書
※3	初めて申請する場合又は 前回の申請から3年以上 経過している場合	☐ 団体の規約 ☐ 団体の会計報告書 ☐ 団体の概要及び活動実績（別紙）

(別紙)

※初めて申請する場合又は前回の申請から3年以上経過している場合のみ提出してください。

団体の概要及び活動実績

〔 年 月 日現在〕

団 体 名 (代表者職・氏名)	()
所 在 地	
設 立 年 月 日	
組織の概略及び沿革	
これまでの活動実績 (過去3年間の活動実績を記入してください。)	
その他参考事項	

様式第2号（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市後援承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援の承認については、下記のとおり承認することに決定しましたので、京田辺市後援規程第4条の規定により通知します。

なお、事業終了後30日以内に京田辺市後援事業実施報告書を提出してください。

記

事 業 名	
開催予定日時	
事業の内容	
後援承認条件	

様式第3号（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市後援不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援の承認については、下記の理由により承認しないことに決定しましたので、京田辺市後援規程第4条の規定により通知します。

記

事 業 名	
後援を承認しない理由	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

申請者

住 所 〒

氏 名（団 体 名）

（代表者名）

京田辺市後援事業変更届出書

年 月 日付け文書番号で後援の承認を受けた事業について、
下記のとおり変更したいので、京田辺市後援規程第5条の規定により届け出ま
す。

記

事 業 名	
変 更 の 内 容	（変更前）
	（変更後）
変 更 の 理 由	

様式第5号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市後援取消決定通知書

年 月 日付け文書番号で後援を承認した事業について、下記の理由により承認を取り消しますので、京田辺市後援規程第6条第2項の規定により通知します。

記

事 業 名	
後 援 を 取 り 消 す 理 由	

年 月 日

（あて先）京田辺市長

申請者

住 所 〒

氏 名（団 体 名）

（代表者名）

京田辺市後援事業実施報告書

年 月 日付け文書番号で後援の承認を受けた事業について、
下記のとおり実施したので、京田辺市後援規程第7条の規定により報告します。

記

事 業 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
他の後援・ 協賛等団体	
参 加 人 数	
実 施 成 果	※市長賞交付の場合は、受賞者名も記載してください。

添付資料チェック表（以下の書類を提出してください。）

必 須	☐ 名義を使用した印刷物等 （開催要項、プログラム、チラシ等） ☐ 当日の写真、報道資料等
参加費等を徴収した場合	☐ 事業の収支決算書

別記様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

議案第 55 号

京田辺市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により、別紙の者を京田辺市社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 18 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、社会教育委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和 6 年 12 月 18 日から令和 8 年 5 月 31 日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
家庭教育の向上に資する活動を行う者	久保 佳子	京田辺市民生児童委員

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
家庭教育の向上に資する活動を行う者	西津 恵子	京田辺市民生児童委員

参考資料

京田辺市社会教育委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
田中 正和	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		委員長
姫路 桂子	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		副委員長
寺西 章郎	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
沖田 行司	専門的な知識経験を有する者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
林 孝二	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
西津 恵子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 12. 18 ～R8. 5. 31	委嘱	新任	
朝田 邦裕	学校教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
岡嶋 一晃	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
木崎 房	学校教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
田所 祐史	専門的な知識経験を有する者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
眞部 祐子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
山際 雅詩	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○京田辺市社会教育委員に関する条例

昭和45年7月4日

条例第17号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに専門的な知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、20名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の事情があるときは、任期中であっても、解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、京田辺市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

報告第19号

いじめ問題に係る対応について

京田辺市立小学校におけるいじめ問題の状況や今後の対応について、報告するものである。

令和6年12月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、令和6年12月3日付けで、市立小学校長から提出された「いじめ重大事態に関する報告書」に係る補完調査について教育委員会へ報告するものである。

議案第56号

職員の措置について

京田辺市教育委員会職員の措置について、別紙のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年12月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、議会の議決に付すべき財産の取得に該当するにもかかわらず、議会の議決に付さずに小学校教員用指導書を購入した行為に係る職員の措置について、別紙のとおりとするため提案するものである。

措置日は、令和6年12月18日とする。

○地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（7） （略）

（8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

（9）～（15） （略）

2 （略）

○京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○地方公務員法（抜粋）

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

（1） （略）

（2） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

（3） （略）

2～4 （略）

